

## 08 文部科学省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0820010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	「保幼育士」(仮称)の創設と資格認定試験の一元化	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1038080
提案主体名	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会		

規制の所管・関係省庁	文部科学省 厚生労働省
根拠法令等	教育職員免許法第 16 条の 2
制度の現状	幼稚園における教職員については幼稚園の教員免許状を有するものでなければならないとしています。

求める措置の具体的内容	「認定子ども園」における児童の保育・養育に携わる要員として、新しい国家資格「保幼育士(仮称)」を新設し、同資格の認定試験を一元化する。
具体的事業の実施内容・提案理由	①幼保一元化の流れ、とりわけ「認定子ども園」のスタートに伴い、教育中心の幼稚園教員と保育中心の保育士の役割を効果的に融合して遂行できる新しい人材「保幼育士」が望まれる。認定試験は、新「保幼育士」に相応しいものとするため現行の幼稚園教員認定試験及び保育士資格認定試験並びに小論文とし、知識偏重にならないように努め、全人間的な魅力・コミュニケーション能力を把握するために小論文を課する。②受験者の便宜を図るため、認定試験は同日同会場での、1 回限りの試験とする。③「認定子ども園」の成果は父兄に好評ですが、サービス提供側の便宜向上に課題があります。

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>幼稚園教諭免許と保育士資格については、①満3歳からの子どもを対象に1日に4時間を標準とした教育を行う学校である幼稚園と、②保護者の就労等の事情により保育に欠ける0歳からの子どもを対象に1日原則8時間の保育を行う児童福祉施設である保育所という両施設の目的・役割の違いを踏まえたものとなっています。</p> <p>このため、①幼稚園教諭免許保有者は、教職の意義及び教員の役割を理解し、適切に教育課程を編成して満3歳からの子どもの指導に当たる能力を有することに力点が置かれているのに対し、②保育士資格保有者は、児童福祉、小児保健、小児栄養、保育原理、基礎的な教育原理を幅広く理解し、専門的知識を持って0~2歳児の低年齢児を含む子どもの保育に当たる能力の養成に力点が置かれているものであって、これらを単純に一元化し、新たな国家資格を創設することは困難です。</p> <p>しかし、ご指摘にもありますように、昨年度、就学前の子どもに対する幼児教育と保育を一体的に提供する機能を備える施設を認定する「認定こども園」制度が創設されるなど、幼保連携が進んでいることから、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有の促進を図っています。</p>				

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—

### ○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	—

08 文部科学省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0820020	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	専修学校(専門学校)に幼稚園教諭養成機関を指定 すること	都道府県コード	1 北海道
		提案事項管理番号	1048010
提案主体名	学校法人吉田学園、学校法人栗原学園		

規制の所管・関係省庁	文部科学省
根拠法令等	教育職員免許法別表第一備考第3号 教育職員免許法施行規則第27条、第28条第1項
制度の現状	<p>教員には、教科や児童生徒等に関する高い専門的知識や広く豊かな教養などが求められることから、その養成は原則として大学において行うこととしています。</p>

求める措置の具体的内容	<p>保育士養成施設の指定を受けている専修学校(専門学校)を幼稚園教諭養成機関とすることにより、保育士と幼稚園2種の資格が、2年間で同時に取得できるようにすること。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>提案理由</p> <p>「認定こども園」等の幼保一元化の流れの中で幼稚園教諭免許および保育士資格両資格を持つ人材が望まれるなど、幼児保育事業に従事する専門職を取り巻く環境が変化している。</p> <p>大学等では、幼稚園教諭免許と保育士資格の同時取得を可能としているのに対し、専門学校には、幼稚園教諭養成機関の指定が、過去行われていたものの現在認められておらず、幼稚園教諭免許を取得させることができない。</p> <p>そのため、大学等の通信課程を3年間履修することで免許・資格を取得させる専門学校もあるが、北海道にはかかる大学がなく本州等遠方所在の大学の課程を履修せざるを得ない。このため学生にとり二重の学費に加え本州で行われるスクーリング・単位認定試験の出席など時間的・経済的負担が多大である。</p> <p>保育士養成施設と幼稚園教諭養成機関の教育カリキュラムは共通科目が多く、保育士養成施設である専門学校は、保育士養成の実績があることから、幼稚園教諭養成機関として、その役割を担うことは十分可能である。</p> <p>大学等において、両資格の同時取得を認め、専門学校に認めないことについて、合理的な理由はなく、専門学校が高等教育機関として社会や学生のニーズに応えていきたい。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	F (平成 18 年 9 月 15 日 構造改革特区推進本部決定済み)	措置の内容	—
<p>昭和 24 年に教員免許制度が創設された際、格段に増加した教員需要に対応するため、専修学校を教員養成機関として指定をしましたが、教員養成は基本的に大学において行うこととされていることから、昭和 56 年以降、教員養成機関の指定は行っておりません。</p> <p>また、平成 18 年 7 月に中央教育審議会から出された答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」においては、大学における教員養成の原則の重要性を再確認し、当該原則に基づく改革が提言されたところです。</p> <p>新たに指定を行う場合には、従来の判断基準や関連する審議会のこれまでの提言との整合性、他の学校種との制度バランス等を考慮した上で、専修学校を幼稚園の教員養成機関として指定する場合の適切な要件について検討を行うこととともに関係方面との協議等が必要ですが、現時点では、これらについて結論等が得られていないところです。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
専修学校を幼稚園の教員養成機関として指定することに関する検討の進捗状況について、今後のスケジュールを具体的に回答されたい。				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	F (平成 18 年 9 月 15 日 構造改革特区推進本部決定済み)	「措置の内容」の見直し	—
現時点では、今後のスケジュールも含め、これらについて結論等が得られていないところです。				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	F (平成 18 年 9 月 15 日 構造改革特区推進本部決定済み)	「措置の内容」の再見直し	—

## 08 文部科学省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0820030	プロジェクト名	資格取得プロセス統一プロジェクト (専修学校で幼稚園教諭免許取得可能に)
要望事項 (事項名)	幼稚園教諭二種免許付与の緩和	都道府県コード	15 新潟県
		提案事項管理番号	1081010
提案主体名	学校法人新潟福祉医療学園新潟福祉医療専門学校		

規制の所管・関係省庁	文部科学省
根拠法令等	教育職員免許法別表第一備考第3号 教育職員免許法施行規則第27条、第28条第1項
制度の現状	<p>教員には、教科や児童生徒等に関する高い専門的知識や広く豊かな教養などが求められることから、その養成は原則として大学において行うこととしています。</p>

求める措置の具体的内容	<p>現行の教職員免許法に規定する幼稚園教諭二種免許の取得について、その施行規則に準じ、要件を満たした場合には、厚生労働省指定保育士養成施設の専修学校専門課程においても、幼稚園教諭二種免許を取得可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>保育士養成校卒業生が保育所への就職を希望する際に幼稚園教諭免許を取得していないことで、就職活動に不利益を受けさせないようにすることを目的とする。</p> <p>具体的には、現行の教育職員免許法施行規則では、教員養成機関の指定は大学の課程における教員の養成数が不十分な場合に限り行うものとされていることから、その条項を廃止若しくは見直す。見直す場合には、指定保育士養成施設に在学する専修学校生のみ幼稚園教諭二種免許状の取得を可能とする。</p> <p>提案理由：認定こども園の設置開始に伴い、既存の保育所においても、保育士資格及び幼稚園教諭免許双方の資格免許取得者を採用する保育所が増加しているので、保育士養成施設の卒業生が保育所に就職する際に不利益を被る可能性がある。また、専修学校と短期大学で養成できることは、保育環境が高まり、より質の高い保育者の育成が可能となる。</p> <p>教育指導措置：対象となる保育士養成施設が幼稚園教諭免許を取得する際には、短期大学設置基準第22条に基づき、専任教員数を確保することにより、教育の質を担保する。また、指導監督する大学を確保することも教育の質を担保することにつながると思われる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	F (平成 18 年 9 月 15 日 構造改革特区推進本部決定済み)	措置の内容	—
<p>昭和 24 年に教員免許制度が創設された際、格段に増加した教員需要に対応するため、専修学校を教員養成機関として指定をしましたが、教員養成は基本的に大学において行うこととされていることから、昭和 56 年以降、教員養成機関の指定は行っておりません。</p> <p>また、平成 18 年 7 月に中央教育審議会から出された答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」においては、大学における教員養成の原則の重要性を再確認し、当該原則に基づく改革が提言されたところです。</p> <p>新たに指定を行う場合には、従来の判断基準や関連する審議会のこれまでの提言との整合性、他の学校種との制度バランス等を考慮した上で、専修学校を幼稚園の教員養成機関として指定する場合の適切な要件について検討を行うこととともに関係方面との協議等が必要ですが、現時点では、これらについて結論等が得られていないところです。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
専修学校を幼稚園の教員養成機関として指定することに関する検討の進捗状況について、右の提案主体の意見を踏まえ、今後のスケジュールを具体的に回答されたい。				
提案主体からの意見				
本提案について協議等が図られているとのことですが、いつ頃対応される予定でしょうか。今後のスケジュールをお知らせ下さい。				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	F (平成 18 年 9 月 15 日 構造改革特区推進本部決定済み)	「措置の内容」の見直し	—
現時点では、今後のスケジュールも含め、これらについて結論等が得られていないところです。				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	F (平成 18 年 9 月 15 日 構造改革特区推進本部決定済み)	「措置の内容」の再見直し	—

## 08 文部科学省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0820040	プロジェクト名	資格取得プロセス統一プロジェクト (専修学校通信教育課程で幼稚園教諭の養成可能に)
要望事項 (事項名)	幼稚園教諭養成の授業等開設方法の緩和	都道府県コード	15 新潟県
		提案事項管理番号	1081020
提案主体名	学校法人新潟福祉医療学園新潟福祉医療専門学校		

規制の所管・関係省庁	文部科学省
根拠法令等	教育職員免許法別表第一備考第3号 教育職員免許法施行規則第27条、第28条第1項 専修学校設置基準第12条

制度の現状	<p>教員には、教科や児童生徒等に関する高い専門的知識や広く豊かな教養などが求められることから、その養成は原則として大学において行うこととしています。</p>
-------	---

求める措置の具体的内容	<p>一定の要件を満たす専修学校に通信教育課程を新設し、その授業方法により「幼稚園教諭二種免許」を取得可能とする。</p>
-------------	---

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>昨今の幼稚園における運営時間の延長化等による多種多様な変化に対応しうる人材が必要とされる中、幼稚園教諭の養成を専修学校において通信教育で幼稚園教諭二種免許を取得できるように授業方法及び教育機会を弾力化多様化することを目的とする。</p> <p>具体的には、通信教育課程による幼稚園教諭の養成は、大学又は短大に限定されているので、その基準要件を見直し、専修学校設置基準に通信教育課程を設置して、指定保育士養成の専修学校には、通信教育により幼稚園教諭の養成を可能とする。</p> <p>提案理由：幼稚園教諭の養成は通学教育では、大学、短大及び一部の専修学校で認可を受けているにもかかわらず、通信教育では、大学又は短大でのみ養成可能となっている。幼稚園教諭養成機関は、設置主体の違いにより授業方法が限定されており、専修学校で通信教育による幼稚園教諭二種免許の取得が認められていない。幼稚園教諭免許取得過程を設置主体に関わらず、統一する必要があると思われる為。</p> <p>教育指導措置：対象となる専修学校が通信教育で幼稚園教諭二種免許を取得する場合には、教育職員免許法施行規則第30条及び短期大学通信教育設置基準の教員配置基準に規定する措置を取ることで、教育の質が担保される。また、専修学校においても自己点検評価及び第三者評価を求め、その指定基準の遵守義務を果たす。</p>
-----------------	--

## ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	F (平成 18 年 9 月 15 日 構造改革特区推進本 部決定済み)	措置の内容	—
<p>昭和 24 年に教員免許制度が創設された際、格段に増加した教員需要に対応するため、専修学校を教員養成機関として指定をしましたが、教員養成は基本的に大学において行うこととされていることから、昭和 56 年以降、教員養成機関の指定は行っておりません。</p> <p>また、平成 18 年 7 月に中央教育審議会から出された答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」においては、大学における教員養成の原則の重要性を再確認し、当該原則に基づく改革が提言されたところです。</p> <p>新たに指定を行う場合には、従来の判断基準や関連する審議会のこれまでの提言との整合性、他の学校種との制度バランス等を考慮した上で、専修学校を幼稚園の教員養成機関として指定する場合の適切な要件について検討を行うことについて関係方面との協議等が必要ですが、現時点では、これらについて結論等が得られていないところです。</p> <p>なお、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則では、大学、指定教員養成機関の別を問わず、免許状を取得するための授業方法については、特段の規制はありません。</p> <p>また、専修学校は実験、実習などを中心とした職業教育、専門技術教育を行う教育機関であるため、通信制課程は認められておりません。しかしながら、専修学校における授業科目の履修にあたっては、課程の修了に必要な総授業時数のうち 4 分の 3 を超えない範囲で、多様なメディアを高度に利用して履修することが可能となっております。</p>				

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>専修学校設置基準第 12 条の規定から、高度なメディア等を用いての授業開設方法が可能であることがわかりました。現在、実学・技術教育を主とする専修学校は高校卒業生にとって、大学に次ぐ進学先となっており、高等教育機関として重要な位置を占めています。つきましては、その現実を踏まえ、専修学校設置基準第 12 条の授業方法の範囲内だけでなく、大学・短大と同様に「通信教育課程」の設置も検討され、幼稚園教諭免許の取得方法を考えていただきたい。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	—
<p>専修学校は実験、実習などを中心とした職業教育、専門技術教育を行う教育機関であるため、通信制課程は認められていませんが、専修学校における授業科目の履修にあたっては、課程の修了に必要な総授業時数のうち 4 分の 3 を超えない範囲で、多様なメディアを高度に利用して履修することが可能となっております。</p> <p>なお、専修学校を幼稚園の教員養成機関として指定する場合の適切な要件について検討を行うとともに関係方面との協議等が必要ですが、現時点では、今後のスケジュールも含め、これらについて結論等が得られていないところです。</p>				

## ○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	—



## 08 文部科学省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0820050	プロジェクト名	資格取得プロセス統一プロジェクト (専修学校通信教育課程で保育士の養成可能に)
要望事項 (事項名)	保育士養成の授業等開設方法の緩和	都道府県コード	15 新潟県
		提案事項管理番号	1081030
提案主体名	学校法人新潟福祉医療学園新潟福祉医療専門学校		

規制の所管・関係省庁	文部科学省 厚生労働省
根拠法令等	専修学校設置基準第 12 条
制度の現状	<p>専修学校の授業科目の履修にあたっては、課程の終了に必要な総授業時数のうち、4分の3を超えない範囲で、メディアを利用した履修が可能です。</p>

求める措置の具体的内容	<p>指定保育士養成専修学校に通信教育課程を設置し、その授業方法により「保育士資格」を通信教育で、取得可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>指定保育士養成専修学校において通信教育でも保育士資格を取得できるように授業方法及び教育機会を弾力化多様化することを目的とする。</p> <p>提案理由: 通学教育による保育士養成は、大学、短期大学及び専修学校で認められているが、通信教育での養成は、大学又は短期大学でのみ可能である。指定保育士養成専修学校が通信教育課程を設置し、保育士養成を行うことができない理由はないと考える。</p> <p>教育指導措置: 対象となる指定保育士養成施設が通信教育により資格取得する場合、指定保育士養成施設指定基準の通信教育部と同様の措置を取ることで、教育の質を担保する。また、専修学校においても自己点検評価及び第三者評価を求め、その指定基準の遵守義務を果たす。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>専修学校は実験、実習などを中心とした職業教育、専門技術教育を行う教育機関であるため、通信制課程は認められていませんが、専修学校における授業科目の履修にあたっては、課程の修了に必要な総授業時数のうち 4 分の 3 を超えない範囲で、多様なメディアを高度に利用して履修することが可能となっています。</p> <p>(通信教育での保育士養成の是非については厚生労働省の回答をご確認ください。)</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	—

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	—

08 文部科学省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0820060	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	国庫補助を受けて設置した幼稚園、保育所を認定こども園として利用する場合の目的外使用承認手続きの適用除外	都道府県コード	28 兵庫県
		提案事項管理番号	1124010
提案主体名	兵庫県		

規制の所管・関係省庁	文部科学省 厚生労働省
根拠法令等	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条 公立学校施設(幼稚園園舎等)の財産処分の取扱いについて(平成 15 年 11 月 28 日 15 文科初第 841 号) 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(平成 19 年 3 月 28 日 18 文科施第 601 号)
制度の現状	国庫補助を受けて整備した幼稚園施設を補助目的に反して使用する場合は、原則として財産処分の承認手続きが必要となっていますが、国庫補助事業完了後 10 年を経過し、同一地方公共団体における公共用又は公用に供する施設への転用の場合は、文部科学大臣への届け出(報告事項)のみとし、承認手続きを不要としています。

求める措置の具体的内容	国庫補助を受けて設置した幼稚園、保育所が認定こども園として認定を受ける場合、国の転用等の承認手続きを不要とする
具体的事業の実施内容・提案理由	国庫補助を受けて設置した幼稚園、保育所が認定こども園として認定を受ける場合、転用等にかかる財産処分の目的外使用の承認が必要とされているが、認定こども園として利用している間については、「幼稚園教育要領」や「保育所指針」に基づき、教育、保育を一体的に提供する施設であることから、新たに認可を受ける施設や付加する機能(認可外保育施設)への転用等にかかる財産処分の目的外使用の承認を要しないこととするべきである。

## ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>国庫補助を受けて整備した幼稚園を、保育所又は認可外保育施設に転用する場合の財産処分の手続きについては、認定こども園の認定の有無にかかわらず、国庫補助事業完了後 10 年を経過し、同一地方公共団体における公共用又は公用に供する施設への転用の場合は、文部科学大臣への届け出(報告事項)のみとし、承認手続きを不要としているところです。</p>				

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>幼稚園を認定こども園として使用する場合に、承認手続きや国庫補助金の返還等を要することは「認定こども園」制度の趣旨である幼保連携を妨げかねないものであると考える。この考えを踏まえ、右の提案主体の意見について検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>認定こども園は、「幼稚園教育要領」や「保育所指針」に基づき、教育、保育を一体的に提供する施設であることから、補助目的の外施設等に転用されているものではないと考えるため、公立、私立ともに国庫補助事業完了後の経過年数に関わらず、認定こども園として利用している期間については、目的外使用承認手続きを不要とすべきである。</p> <p>また、同様の趣旨から、国庫補助金の交付を受けて整備した幼稚園の認定こども園への転用に当たっては、国庫補助金の返還を不要とすべきである。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>認定こども園と幼稚園とは概念が異なり、認定こども園においては、学校教育法に定められた幼稚園の目的以外の目的にも使用する場合があるため、過去に国庫補助を受けて整備した幼稚園施設を認定こども園に転用する場合は、原則、補助金の目的外使用の承認手続きが必要となります。</p> <p>なお、国庫補助を受けて整備した公立幼稚園を同一地方公共団体における認可保育所又は認可外保育施設に転用する場合は、国庫補助事業完了後 10 年を経過していれば、既に財産処分の承認手続きを不要とし、届け出(報告事項)でもって対応しています。この場合の残存価額に対する補助金相当額(国庫納付金)の国庫への納付は免除としているところです。</p> <p>また、国庫補助事業完了後 10 年を経過していない場合であっても、公立幼稚園の一部を同一地方公共団体における認可保育所に転用する場合は、承認手続きは必要となりますが、国庫納付金の納付を免除としています。</p>				

## ○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>右の提案主体の意見に対して、再度検討し回答されたい。なお、貴省として認定こども園制度を推進している現状から、幼稚園を認定こども園として利用する場合の目的外使用承認手続きを簡素化すること等について、検討されていることがあれば、あわせて回答されたい。</p>			
提案主体からの再意見	<p>認定こども園となった場合は、目的外使用承認手続きや国庫補助金の返還を不要とするよう早急に検討をいただきたい。</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	F	「措置の内容」の再見直し	—
<p>認定こども園の認定促進を図る観点から、財産処分手続きの一層の簡素化について平成19年度中に検討したいと考えています。</p>				

## 08 文部科学省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0820070	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	小学校の漢字教育にかかる教育課程の弾力的運用	都道府県コード	18 福井県
		提案事項管理番号	1178010
提案主体名	福井県		

規制の所管・関係省庁	文部科学省
根拠法令等	学校教育法施行規則第 25 条 小学校学習指導要領
制度の現状	<p>小学校学習指導要領上、「学年ごとに配当されている漢字は、児童の学習負担に配慮しつつ、必要に応じて、当該学年以前の学年又は当該学年以降の学年において指導することもできること。」とされています。</p>

求める措置の具体的内容	<p>学年別漢字配当表を超えた漢字学習を可能とするため、現行の学校教育法施行規則で規定する教育課程の基準(学年別漢字配当表)を緩和する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、小中学校の総合的な学習の時間内で、故白川静先生が研究した漢字の系統立てた学習指導を実施している。</li> </ul> <p>(提案理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の学校教育法施行規則で規定する教育課程の基準(学年別漢字配当表)を緩和し、学年ごとに学習することが定められている学年別漢字配当表を弾力的に運用して、系統立てた漢字教育を可能とする。</li> </ul> <p>(代償措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年末等に漢字テストを実施し、漢字の習熟度が低い児童・生徒に対し、別途、個別学習を実施する。</li> </ul>

## ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>ご提案有難うございます。現在、小学校における漢字の指導については学習指導要領において以下のように示されています。</p> <p>小学校学習指導要領 第2章 各教科</p> <p>第1節 国語</p> <p>第3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い</p> <p>(3)漢字の指導については、第2の内容に定めるほか、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>ア 学年ごとに配当されている漢字は、児童の学習負担に配慮しつつ、必要に応じて、当該学年以前の学年又は当該学年以降の学年において指導することもできること。</p> <p>イ 当該学年より後の学年に配当されている漢字及びそれ以外の漢字を必要に応じて提示する場合は、振り仮名を付けるなど、児童の学習負担が過重にならないよう配慮すること。</p> <p>ウ 漢字の指導においては、学年別漢字配当表に示す漢字の字体を標準とすること。</p> <p>すなわち、ご提案の学年別漢字配当表の弾力的運用は、児童の学習負担に配慮しつつ実施されるならば現行制度下においても実現可能です。</p>				

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右の提案主体の意見について回答されたい。				
提案主体からの意見				
<p>提案した内容は、現行の制度下でも実現が可能との回答であったが、今後、本県が漢字学習教育を具体的に実施するために、以下の点について可能かどうかを確認する。</p> <p>①学年別漢字配当表を組み替え、独自の漢字配当表を作成し指導すること。</p> <p>②組み替えた漢字配当表により指導した漢字の読み、書きについて評価の対象とすること。</p> <p>③児童の過重負担にならない範囲において、学年別漢字配当表に記載のある教育漢字に、例えば常用漢字(例 福井の「井」)などを追加して指導し、評価の対象とすること。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	—
<p>お問い合わせの内容については何れも現行制度下において実現可能です。</p> <p>なお、「①学年別漢字配当表を組み替え、独自の漢字配当表を作成し指導すること。」とありますが、その際作成される独自の漢字配当表においては学習指導要領における漢字配当表に示す漢字が漏れることの無いよう、留意していただく必要があります。</p>				

## ○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
,				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	—

## 08 文部科学省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0820080	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	学校設置主体の弾力化	都道府県コード	41 佐賀県
		提案事項管理番号	1097010
提案主体名	特定非営利活動法人 夢の学校をつくる会		

規制の所管・関係省庁	文部科学省
根拠法令等	学校教育法第2条等 構造改革特別区域法第13条
制度の現状	<p>学校教育法上、学校は国、地方公共団体、学校法人のみが設置できるとされているところですが、構造改革特区の認定を受ければ、不登校児童生徒やLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥／多動性障害)を対象とする場合に限り、NPO法人でも学校設置(高校以下)が認められています。</p>

求める措置の具体的内容	<p>「NPO 法人による学校設置」</p> <p>子どもの教育をめぐり、公立学校をはじめ各方面で様々な試みがなされている。各種 NPO 法人の中にも、教育の分野にその実践的経験を応用し、独自の関わりを持っている事例も多くなっているが、全日制の教育機関として義務教育を担うには至っていない。日本の義務教育制度が成熟期を迎える中、新たな活路を拓くために、未来の地球、人類をみつめた教育理念実現への意欲と方法論を持つ NPO 法人もその一翼を担えるものと考え、学校設置の道を求めるものである。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>想定しているのは小規模な全日制の義務教育機関で、国が定める教育内容を踏襲しつつ、設置主体がこれまで培ってきた経験、手法、人的ネットワークを生かした教育を実践したいと考える。対象を特定したり、特殊な人材育成を目指すものではなく、人として、また、21世紀を生きる人材としての、世界人類をみすえた人間力づくりに主眼を置く。教育分野において短期間での経済的効果は測りたいものがあるが、教育の形と手法の新しい選択肢を世に示すことで、既存の教育に刺激や影響を与えるという点では、社会的に有効な存在意義は発揮でき、相乗・補完的役割を担えるものとする。また、世界、地域のあらゆる資源を活用した運営になるので、自ずと地域の活性化にも貢献できると考える。</p> <p>現在、佐賀県内の小・中学校では積極的にいろいろな試みがなされているものの、既存の枠組みの範疇を超えることは容易ではないと思われる。幸い、地域的に教育への関心は高く、県としても今後を見据えた人材育成を積極的に行うことを打ち出している今、ひとつの新しい選択肢をつくる好機だと捉えている。生物学的教育観を軸に、国際、環境、いのち、日本文化、農業、コミュニケーション、外国語などの要素を副次的、一過的に扱うのではなく、じっくりと日常生活に根ざした形で取り組むためには、全日制学校という形が必要である。</p> <p>NPO 法人が、財政面、人材面において、活動を支援してくれる個人や団体、また、関係諸機関との協働を通じて、小規模で実現可能な学校モデルを構築することは十分可能だと考える。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
構造改革特別区域法第 13 条に基づき、不登校児童生徒等を対象にNPO法人が学校を設置することも可能となっています。ご不明な点は何なりとお問い合わせください。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	—

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	—



08 文部科学省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0820090	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	外国人就学生の入学資格及び入学定員の上限の緩和	都道府県コード	29 奈良県
	和	提案事項管理番号	1075032
提案主体名	ウェルコンサル株式会社		

規制の所管・関係省庁	文部科学省 厚生労働省
根拠法令等	学校教育法第 82 条の 3 第 3 項 学校教育法施行規則第 77 条の 5
制度の現状	専修学校専門課程は、高等学校若しくはこれに準ずる学校等を卒業した者又はこれに準ずる学力があると認められた者に対して教育を行います。

求める措置の具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人就学生に対し、専修学校専門課程の入学資格である高等学校卒業程度の要件を緩和し、国籍、年齢、学歴に拘わらず、学習意欲の高い外国人に対し入学要件を別途定める。</li> <li>・外国人就学生の入学定員の上限を緩和し、定員の2分の1程度の受け入れを可能とする。</li> </ul>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>医療・介護従業者は慢性的な不足状態にあり、高齢化社会を懸念される我国において、その従業者の数、質の低下は危惧される問題である。外務省、厚生労働省が連携し、フィリピン人介護士受け入れを行うための計画が進められているが、諸問題が発生している状態である。現在、奈良県では株式会社による介護士及び看護師の養成学校設立は認められていないが、今後受け入れが増えるであろう外国人の医療・介護従業者における日本文化の理解、技術取得、定着就労のためには社会性をもつ常識力豊かな人材育成が必要であり、外国人個々に対し柔軟に対応できる点においては民間企業による養成学校の設立運営はその良点を生かせるものであると考え。また入学資格を緩和させ、我国と教育制度の異なる国における就学者に対しても、同等程度の学力等が認められれば、入学を可能とし、学習意欲の高い外国人に対し門戸を広げ、医療・介護従業者を育成したいと考える。また日本人学生においては多様化する国際社会における社会性を身に着けることができ、国内だけに留まらず、医療・介護における発展途上国において指導的役割を担うことのできる人材育成につながると考える。</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>専修学校専門課程の入学資格については、学校教育法において高等学校若しくはこれに準ずる学校等を卒業した者又はこれに準ずる学力があると認められた者とされているところですが、学校教育法施行規則第77条の5の第3号において、「専修学校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で、十八歳に達したものの」も入学可能となっています。</p> <p>また、専修学校への受け入れにあたっては、充実した教育指導を行う観点から、入学定員等は適切なものとする必要がありますが、留学生及び就学生に係る入学許可者数については、設置するすべての学科の入学定員を合算した数の2分の1までとされているところです。</p> <p>したがって、ご提案には現行の制度でご対応いただけるものと考えます。</p>				

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	—

### ○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	—

08 文部科学省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0820100	プロジェクト名	福岡・アジアゲートウェイ構想
要望事項 (事項名)	IT技術者など高度外国人材活用のため就労準備研修ができる在留資格の創設又は要件緩和	都道府県コード	40 福岡県
		提案事項管理番号	1187170
提案主体名	福岡市		

規制の所管・関係省庁	警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省
根拠法令等	専修学校設置基準第 14 条
制度の現状	専修学校においては、修業年限が一年未満の科目等履修生として授業科目を履修することが可能です。

求める措置の具体的内容	<p>【内容】</p> <p>①人材派遣・人材紹介・人材開発等の事業者が実施する日本社会・日本企業適合化のための半年程度の研修を受講する場合の在留資格「特定(就労準備)研修」の創設</p> <p>②専修学校専門課程の修業年限規制(現行1年以上)を緩和し、就業準備に限定した修業年限1年未満の教育課程を認め、同課程に留学できるようにする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】</p> <p>日本滞在経験が無い高度外国人材が日本企業で円滑に就労できるよう、生活体験をしながら、半年程度、日本社会に習熟し、日本企業に適合させる就労準備研修を行なう。</p> <p>【提案理由・目的・効果等】</p> <p>人材派遣会社等は、顧客企業の需要に応じ、本国で研修した外国人技術者の派遣事業等を実施しているが、就業前の日本社会習熟期間に対応する在留資格が無い。結果“昨日まで本国、明日から日本の職場”となり、トラブルや離職の要因となっている。就労準備研修による円滑活用、定着性向上は、人材確保難の日本企業、キャリアパスを図る本人の双方にとって有益であり、当該研修のための在留資格の創設が必要である。</p> <p>参考とすべきものに、専修学校や大学が、文科省と経産省からの受託事業として行う「留学生対象就職支援事業」があり、外国人技術者向けの研修においてもこうした経験を活かし、高等教育機関による実施も想定される。しかし最も修業年限が短い専修学校専門課程で現行で1年以上という修業年限規定があり、これを研修内容に則した形で1年未満の修業年限も可能とする必要がある。</p> <p>ヒヤリングによれば「専修学校」のほか、「人材派遣業」「人材紹介開発業」「各種学校」の参入も想定され、専修学校が参入する際の「留学」在留資格要件緩和と、その他の事業者が参入する際の「新たな在留資格の創設」の双方から検討しておく必要がある。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>【内容】②のご提案について、専修学校の修業年限については、青少年に対し、職業・技術教育を行い相当の効果を挙げるためには少なくとも一年以上でなければ十分な教育成果を挙げ得ないことから、一年を最低修業年限と定めているものです。なお、専修学校においては、修業年限が一年未満の科目等履修生として一又は複数の授業科目を履修することが可能となっていますが、その科目等履修生に対し在留資格を与えるか否かについては、別途、担当省庁における判断が必要と考えます。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	—

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	—

08 文部科学省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0820110	プロジェクト名	公私協力看護専門学校構想
要望事項 (事項名)	私立学校法の特例第二十条に看護専門学校を加える	都道府県コード	17 石川県
		提案事項管理番号	1185010
提案主体名	個人		

規制の所管・関係省庁	文部科学省
根拠法令等	学校教育法第82条の8
制度の現状	専修学校の設置認可は所轄庁である都道府県知事が行います。

求める措置の具体的内容	構造改革特区の公私協力学校として、高等学校、幼稚園が上げられているが、地方の看護専門学校も公私協力学校に加えることにより、実際に地方に根ざした地方に役立つ看護師の育成を図り、看護師不足に対応し地方の健全な振興に寄与する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>事業の実施内容</p> <p>①〇〇に学校法人看護専門学校を設立する</p> <p>②私立学校法の特例第二十条に看護専門学校を加えることにより、公共団体等と連携及び協力により、実際に地元で勤務する看護師を養成する</p> <p>③このことで、地震と過疎、超高齢化に困窮している〇〇に活力と元気を与えることになる</p> <p>④今後地元公共団体等と早急に協議を進める</p> <p>提案理由</p> <p>①〇〇が廃止となって久しいが、更に本年3月25日M6、9震度6強〇〇半島地震の災害は、過疎、高齢社会に悩む〇〇に大きな衝撃を与えた</p> <p>②〇〇では、年齢の高い看護師が多くなっている(〇〇の看護師で50歳以上が32%を占める 資料 〇〇)</p> <p>③石川県第5次医療計画(H.19. 4. 1計画策定及び公示)の中で、今後特に〇〇における看護職員不足が懸念されると明記されている</p> <p>④〇〇の高校を出て、〇〇の看護学校を卒業しても〇〇には戻らないので、このままでは病院の存続が危ぶまれる</p> <p>⑤地元の看護専門学校卒、地元就職することで若者が定住し、結婚、出産、により過疎からの脱却にも貢献できる以上の理由から〇〇での看護専門学校の設立が急務となっている</p>

## ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>ご提案の「公共団体等と連携協力」の具体的な内容が不明ですが、専門学校において地方公共団体と一定の連携協力を行うことは現行制度上でも可能です。専門学校の設置認可については、所轄庁である県が行うこととなっておりますので、ご提案の専門学校の設置については、まず県とご相談ください。</p>				

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>高等学校・幼稚園には、「協力学校法人」の設立に係る寄付行為の認可にあたり、都道府県知事において、資産用件の審査を要しない特例措置があるが、過疎や高齢社会で困窮している地域に必要なとして看護師を養成する看護専門学校の本特例措置の対象として加えてもらいたい。</p> <p>地方自治体とは話し合いを進めているが、看護専門学校を公私協力学校設置事業の対象とすることで、地域に根ざした地域に役立つ看護師の育成を図ることができ、また看護師不足に対応し、地域の健全な振興に寄与するものとする。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	—
<p>専修学校は、学校教育法第 1 条に規定されている学校と異なり、設置者は、国、地方公共団体、学校法人に限定されておらず、①専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有すること②設置者が専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること③設置者が社会的信望を有する者(学校教育法第 82 条の 5)であれば、設置者となることが可能です。なお、専修学校の校地・校舎については地方公共団体等の施設を長期にわたり安定して使用できる条件を取得している等教育上安全上支障がない場合にはこれを使用することが可能である等、地方公共団体と必要な連携協力をし専門学校を設置することは、現行制度において可能です。</p>				

## ○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>右の提案者の意見を踏まえ、看護専門学校を公私協力学校設置事業の対象とすることについて検討し、回答されたい。</p>			
提案主体からの再意見	<p>1都市部と違って超過疎・高齢化。看護学校立地場所付近に地方公共団体等から借りて使う建物は無く現行制度では不可能。2「鶴来のどぶろく特区」が決まった時は新聞に大きく出て、皆、喜んだように特区は石川県では地域の発展にぜひ必要です。3公私協力校に専門学校全体ではなく、せめて看護専門学校だけでも加えて頂きたい。7対1の基準により更に看護師不足となり中でも〇〇では一層深刻で病院がつぶれるのではと危惧されている。病院が亡くなったら住民は生きていけず、もう特区となって公の安定性と私のノウハウが協力して学校を作り養成するしかないのです。どうか〇〇から人が消える前に、ぜひ特区を認めて頂きたい。</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	—
<p>専修学校の設置認可権は都道府県が有しており、また私立校の設置主体については学校法人に限定されていません。</p> <p>つまり、専修学校設置の新規認可やその認可された専修学校に対する公的支援については、都道府県が独自に判断して必要な措置を講ずることがすでに現行制度上可能となっております。</p> <p>以上を踏まえ、ご要望の専門学校につきましても、その設置や必要な地方公共団体との連携協力の在り方等について、県や市とよくご相談いただければと思います。</p>				

## 08 文部科学省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0820120	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	教育委員会の社会教育に関する権限を市長へ移譲 する特区	都道府県コード	21 岐阜県
		提案事項管理番号	1033020
提案主体名	多治見市		

規制の所管・関係省庁	総務省 文部科学省
根拠法令等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条 社会教育法等
制度の現状	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条は地方公共団体が処理する教育の事務のうち、教育委員会が処理、管理する事務について規定しており、また、社会教育法は各条において教育委員会が行う社会教育に関する事務を規定しています。</p>

求める措置の具体的内容	<p>現行制度上、教育委員会が持つ社会教育に関する権限を、自治体の判断により市長に移譲することを可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>第 9 次提案、第 10 次提案時に、平成 18 年度中に措置できるよう検討する(F回答)とされた事項である。文化・スポーツと社会教育とは密接な関連のある事務であり、社会教育についても市長に権限移譲可能とされるよう要望する。現在の具体的検討状況及び今後のスケジュールについて回答いただきたい。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	F (平成 18 年 9 月 15 日 構造改革特区推進本部決定済み)	措置の内容	—
<p>地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づき、社会教育に関する事務の一部について首長部局に補助執行や事務委任を行うことが可能です。</p> <p>なお、教育基本法の改正に伴う社会教育法等の見直しについて、平成 18 年 9 月 15 日の構造改革特別区域推進本部決定、教育再生会議における議論等を踏まえつつ、社会教育行政における政治的中立性の担保等に留意しながら、中央教育審議会において検討を開始したところです。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>社会教育に関する事務を地方公共団体により首長が担当できるようにすることについての検討の進捗状況について具体的に回答されたい。</p>			
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	F (平成 18 年 9 月 15 日 構造改革特区推進本部決定済み)	「措置の内容」の見直し	—
<p>地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づき、社会教育に関する事務の一部について首長部局に補助執行や事務委任を行うことが可能です。</p> <p>なお、教育基本法の改正に伴う社会教育法等の見直しについては、行政官、大学教授、民間の有識者等の意見を幅広く伺いながら、中央教育審議会において検討を進めているところです。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	F (平成 18 年 9 月 15 日 構造改革特区推進本部決定済み)	「措置の内容」の再見直し	—



08 文部科学省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0820130	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	社会教育分野等に関する教育委員会の職務権限の 市長への移譲 (社会教育分野等について)	都道府県コード	24 三重県
		提案事項管理番号	1015010
提案主体名	鈴鹿市		

規制の所管・関係省庁	総務省 文部科学省
根拠法令等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条 社会教育法等
制度の現状	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条は地方公共団体が処理する教育の事務のうち、教育委員会が処理、管理する事務について規定しており、また、社会教育法は各条において教育委員会が行う社会教育に関する事務を規定しています。</p>

求める措置の具体的内容	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律による規制を緩和し、同法第23条中第12号、第13号、第14号及び第19号に規定する社会教育等の教育委員会の職務権限を市長に移譲できるようにする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在、市長部局(文化振興部)の職員で補助執行している文化財、生涯学習、スポーツ、図書館、考古博物館にかかる職務権限を教育委員会から市長に移譲し、市民主体の総合的な行政を推進する。これら社会教育系の分野は地域振興、産業振興等市民生活と密接に関係しており、市民の多様化するニーズを一元的、弾力的に受け止め、総合的な行政を推進することで、地域の人づくり、まちづくりを目指す。また、教育委員会は、困難な問題が山積する学校教育に集中的に取り組み、その速やかな解決を図る。</p> <p>当市では、平成16年4月の機構改革により教育委員会の前出の5部門を市長部局(文化振興部)に移管し、地区市民センター(市長部局)と公民館の一元化をはじめ、総合行政の視点に立って事業に取り組んできた。しかし、地方教育行政関係法令の規制により教育委員会の補助執行による執行体制とならざるを得ず、機構改革の目的であった一元的、弾力的な行政の推進が図りにくいこと、また市民にわかりにくく、事務が煩雑になるなどの問題が生じていることから、その改善を図るために教育委員会の職務権限の市長への移譲について提案を行うものである。</p> <p>【代替措置】</p> <p>平成16年度より、市長と教育委員会委員が教育行政の推進に関し、意見交換する場として「教育行政懇談会」を設置し、教育の政治的中立性の担保及び学校教育と社会教育は密接不可分であるという社会教育法の趣旨の担保に留意している。</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	F (平成 18 年 9 月 15 日 構造改革 特区推進本部決定済み)	措置の内容	—
<p>地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づき、社会教育に関する事務の一部について首長部局に補助執行や事務委任を行うことが可能です。</p> <p>なお、教育基本法の改正に伴う社会教育法等の見直しについて、平成 18 年 9 月 15 日の構造改革特別区域推進本部決定、教育再生会議における議論等を踏まえつつ、社会教育行政における政治的中立性の担保等に留意しながら、中央教育審議会において検討を開始したところです。</p>				

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>社会教育に関する事務を地方公共団体により首長が担当できるようにすることについての検討の進捗状況について、右の提案主体の意見を踏まえ、具体的に回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>文化スポーツに関する権限の首長への移譲を可能されたことは敬意を表したい。しかし社会情勢や市民ニーズに鑑み、公民館活動等社会教育と文化スポーツ事業の一元的な取り組みを進める立場から考えると文化スポーツと不可分な社会教育に係る権限を教委に残したことに積極的な合理性があるとは思えず残念である。当市は補助執行そのものの規制の解除を求めるものであり、補助執行でできるからそれによとするものではない。引き続き社会教育関連の権限の首長への移譲を可能とするよう提案するのでご検討願いたい。なお、社会教育法等の見直しに係る</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	F (平成 18 年 9 月 15 日 構造改革 特区推進本部決 定済み)	「措置の内容」の見直し	—
<p>地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づき、社会教育に関する事務の一部について首長部局に補助執行や事務委任を行うことが可能です。</p> <p>なお、教育基本法の改正に伴う社会教育法等の見直しについては、行政官、大学教授、民間の有識者等の意見を幅広く伺いながら、中央教育審議会において検討を進めているところです。</p>				

### ○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	F (平成 18 年 9 月 15 日 構造改革特 区推進本部 決定済み)	「措置の内容」の再見直し	—

08 文部科学省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0820140	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	社会教育分野等に関する教育委員会の職務権限の 市長への移譲 (文化財について)	都道府県コード	24 三重県
		提案事項管理番号	1015011
提案主体名	鈴鹿市		

規制の所管・関係省庁	文部科学省
根拠法令等	地方自治法第 180 条の 8 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 14 号 文化財保護法
制度の現状	<p>○地方自治法</p> <p>第 180 条の 8 教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。</p> <p>○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (教育委員会の職務権限)</p> <p>第 23 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。</p> <p>1～13(略)</p> <p>14 文化財の保護に関すること。</p> <p>15～19(略)</p> <p>○文化財保護法において、教育委員会が行う文化財保護に関する事務が定められています。</p>

求める措置の具体的内容	地方教育行政の組織及び運営に関する法律による規制を緩和し、同法第23条中第12号、第13号、第14号及び第19号に規定する社会教育等の教育委員会の職務権限を市長に移譲できるようにする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在、市長部局(文化振興部)の職員で補助執行している文化財、生涯学習、スポーツ、図書館、考古博物館にかかる職務権限を教育委員会から市長に移譲し、市民主体の総合的な行政を推進する。これら社会教育系の分野は地域振興、産業振興等市民生活と密接に関係しており、市民の多様化するニーズを一元的、弾力的に受け止め、総合的な行政を推進することで、地域の人づくり、まちづくりを目指す。また、教育委員会は、困難な問題が山積する学校教育に集中的に取り組み、その速やかな解決を図る。</p> <p>当市では、平成16年4月の機構改革により教育委員会の前出の5部門を市長部局(文化振興部)に移管し、地区市民センター(市長部局)と公民館の一元化をはじめ、総合行政の視点に立って事業に取り組んできた。しかし、地方教育行政関係法令の規制により教育委員会の補助執行による執行体制とならざるを得ず、機構改革の目的であった一元的、弾力的な行政の推進が図りにくいこと、また市民にわかりにくく、事務が煩雑になるなどの問題が生じていることから、その改善を図るために教育委員会の職務権限の市長への移譲について提案を行うものである。</p> <p>【代替措置】</p> <p>平成16年度より、市長と教育委員会委員が教育行政の推進に関し、意見交換する場として「教育行政懇談会」を設置し、教育の政治的中立性の担保及び学校教育と社会教育は密接不可分であるという社会教育法の趣旨の担保に留意している。</p>

## ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>文化財の保存・活用と首長部局の行う地域振興、産業振興、環境保全、まちづくり等の施策との緊密な連携・調整は大変重要であり、必要な場合には、地方自治法第180条の7の事務の委任・補助執行の規程を活用して、文化財保護に関する業務の一部を首長部局で行うことも可能となっています。</p> <p>ただし、文化財保護についての最終的な職務権限は、以下の理由より、教育委員会の権限として引き続き規定されている必要があると考えます。</p> <p>① 文化財保護は、文化財を保護し継承していくという使命と、地域づくりや観光のために活用していくという使命が相反する場合が生じかねない行政分野であり、保存と活用のバランスを適正に担保する必要があります。そのため、首長部局の行う開発行為や文化財を活用した観光施策等の適正性・正当性を担保する上で、首長とは独立した機関である教育委員会において最終的なチェックを行う必要があります。また、文化財は一旦滅失・き損すれば原状回復が困難であるため、首長の交代によって保護方針が大きく変わることを避けるためにも、首長から独立した教育委員会が担当する必要があります。</p> <p>② 文化財の指定や保存・活用に当たって、特定の団体・個人への配慮により方針が曲げられることのないよう、公正性・中立性の確保が強く求められます。その際、首長の判断により意志決定がなされる首長部局に対し、合議体である教育委員会が最終的な抑止力を有しておく必要があります。</p> <p>文化財保護は、保存と活用の調和のとれた施策が講じられることが不可欠な行政分野であり、万が一、首長部局によって、過度に活用を重視するなど不適切な事務執行が行われるような事態が生じた場合には、当該補助執行や委任を中止できるよう、最終的な権限は教育委員会に留保しておくことが必要であると考えます。</p> <p>また、改正教育基本法第2条第5項においては、教育の目標として、伝統と文化を尊重する態度を養うことが規定されており、我が国の歴史や文化を正しく理解するために必要な文化財保護については、教育委員会において、教育行政と一体的に進めていくべき重要性が増しているところです。</p> <p>平成17年10月、平成19年3月の中央教育審議会答申を受けて、166通常国会に提出され、成立した「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」においては、教育委員会の所掌事務のうち、文化、スポーツに関する事務は、地方公共団体の判断により首長が担当できるものとされたところですが、文化財保護の事務については、学校教育や社会教育と同様、引き続き教育委員会が所掌することとされたところです。</p>				

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—
<p>右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p><b>提案主体からの意見</b></p> <p>Cの理由として教委の独立性、中立性、抑止力をあげているが①元々教育委員の任命権は首長にあり首長の影響を完全に排除することは不可能であること②相反する利害の調整は首長権限下の事務事業においても多数あり、公正な執行を担保するために議会、第三者機関の設置、法令の整備遵守、県国等の指導等に基づき意思決定を行っていることから、他事業と比較して文化財のみ教委権限下(補助執行含む)に置く積極的な理由はないと考える。また教育基本法の目標は環境、勤労、公共など社会全般(市長の権限分野)に渡っており法で目標としたから教委で所管するというは説得力を欠くものと言わざるを得ない。このことについてご検討願いたい。</p>				
<p><b>再検討要請に対する回答</b></p> <p>文化財は国民共有の財産であり、また、現在の国民の為に活用されるとともに、将来の国民のために確実に保存・継承されることが必要であるという性質を持つものであります。また、一旦滅失・き損すると原状回復が困難であるため、長期的に一貫した保護の方針のもとに保存・活用が行なわれることが必要であり、首長の交代によりその保護の方針が変わったり、特定の団体・個人への配慮により保護の方針が曲げられることがあってはならず、他の事務事業以上に公正性・中立性の確保が強く求められています。</p> <p>教育委員の任命権は首長にあるものの、何より最終的な権限を教育委員会が有することにより、首長からの独立性が担保されています。仮に、外部専門家等の意見をきく評価機関を、首長部局に置いた場合であっても、当該審議会が首長とは独立した権限を持たない諮問機関であり、首長に最終権限が留保されている以上、十分なチェック機能が担保できないおそれがあります。</p> <p>よって、不適切な事務執行が行われるような事態が生じた場合には、当該補助執行や委任を中止できるよう、首長部局から独立した合議体であることにより、一貫した保護の方針の担保や公平性・中立性の確保がより可能である教育委員会に、文化財保護についての最終的な権限が所在していることが必要であると考えます。</p> <p>もとより、文化財の保存と活用に当たって、首長部局の行なう歴史・文化、観光、まちづくり、景観等の施策との緊密な連携・調整を行い、施策展開を行なうことは大変重要なこととあります。そのため、必要な場合には、地方自治法第180条の7の事務の委任・補助執行の規程を活用して、文化財保護に関する業務の一部を首長部局で行うことも可能となっています。</p>				

## ○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	—
<p>右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
<p><b>提案主体からの再意見</b></p> <p>文化財事業における「中立性、公正性」は、現実的には首長に移譲しても第三者機関のチェック等で確保できると考えています。現在中央教育審議会での検討を進めている社会教育法等の見直しに併せ、文化財関係についても首長への権限移譲が弾力的に可能となるよう再検討を希望します。</p>				
<p><b>再々検討要請に対する回答</b></p> <p>文化財の保存と活用に当たっては、首長部局の行なう他の関連する行政分野(観光やまちづくり等)との調和のとれた施策展開を行なうことは大変重要なこととあり不可欠と考えます。そのため、首長部局と教育委員会は緊密な連携・調整を図ることが望まれますし、必要に応じて有識者等の意見を聞くことも有用と考えられます。</p> <p>しかしながら、文化財は国民共有の財産であり、また、現在の国民の為に活用されるとともに、将来の国民のために確実に保存・継承されることが必要であるという性質を持つものであります。また、一旦滅失・き損すると原状回復が困難であるため、長期的に一貫した保護の方針のもとに保存・活用が行なわれることが必要であり、首長の交代によりその保護の方針が変わったり、特定の団体・個人への配慮により保護の方針が曲げられることがあってはならず、他の事務事業以上に公正性・中立性の確保が強く求められています。そのため、文化財の保護については、教育委員会が最終的な権限を有するものとなっております。</p> <p>また、文化財保護の権限を首長部局に移した上で、公正性・中立性の確保のための第三者機関を置いた場合であっても、当該機関が首長とは独立した権限を持たない諮問機関であり、首長に最終権限が留保されている以上、十分なチェック機能が担保できないおそれがあるため、文化財保護の方針における公正性や中立性の確保のためには、最終的な権限は首長部局から独立した教育委員会が有することが適当と考えます。</p> <p>なお、必要な場合には、地方自治法第180条の7の事務の委任・補助執行の規程を活用して、文化財保護に関する業務の一部を首長部局で行うことも可能となっています。</p>				

## 08 文部科学省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0820150	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	社会教育・文化財保護に関する権限の区長への移 管  (社会教育について)	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1117010
提案主体名	千代田区		

規制の所管・関係省庁	総務省 文部科学省
根拠法令等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条 社会教育法等
制度の現状	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条は地方公共団体が処理する教育の事務のうち、教育委員会が処理、管理する事務について規定しており、また、社会教育法は各条において教育委員会が行う社会教育に関する事務を規定しています。</p>

求める措置の具体的内容	<p>地方自治法第 180 条の 8(学校に関することを除く)</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 10 号、第 12 号、第 14 号(学校に関することを除く)</p> <p>文化財保護法・社会教育法・図書館法中、 教育委員会に関する規定を千代田区教育委員会には適用しない。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>教育委員会の職務権限のうち、①社会教育 ②文化財保護 ③社会教育・文化財保護に関連する施設の設置、管理及び廃止、教育財産の管理、職員の任免その他の人事、環境衛生の権限を区長に移管することにより、社会教育、文化・スポーツに関する施策を一層推進する。</p> <p>提案理由</p> <p>千代田区では、区民の意思や地域特性をより一層反映した区政運営を行うため、社会教育、文化・スポーツに関する事務を区長部局が補助執行し、まちづくり、地域コミュニティ活性化、子育て、高齢者福祉等の区民生活に関連する他の施策と一体的に取り組んでいる。</p> <p>しかし、現状では教育委員会に最終的な権限が留保されているため、責任の所在が明確でないという問題がある。</p> <p>社会教育、文化関連施策は区民生活に密接に関わるものであるため、区民の信託を受けた区長が自らの責任において行う方が適切であり、権限を区長部局に移管する必要がある。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	F (平成 18 年 9 月 15 日 構造改革特区推進本部決定済み)	措置の内容	—
<p>地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づき、社会教育に関する事務の一部について首長部局に補助執行や事務委任を行うことが可能です。</p> <p>なお、教育基本法の改正に伴う社会教育法等の見直しについて、平成 18 年 9 月 15 日の構造改革特別区域推進本部決定、教育再生会議における議論等を踏まえつつ、社会教育行政における政治的中立性の担保等に留意しながら、中央教育審議会において検討を開始したところです。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>社会教育に関する事務を地方公共団体により首長が担当できるようにすることについての検討の進捗状況について具体的に回答されたい。</p>			
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	F (平成 18 年 9 月 15 日 構造改革特区推進本部決定済み)	「措置の内容」の見直し	—
<p>地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づき、社会教育に関する事務の一部について首長部局に補助執行や事務委任を行うことが可能です。</p> <p>なお、教育基本法の改正に伴う社会教育法等の見直しについては、行政官、大学教授、民間の有識者等の意見を幅広く伺いながら、中央教育審議会において検討を進めているところです。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	F (平成 18 年 9 月 15 日 構造改革特区推進本部決定済み)	「措置の内容」の再見直し	—

08 文部科学省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0820160	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	社会教育・文化財保護に関する権限の区長への移管 (文化財保護について)	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1117011
提案主体名	千代田区		

規制の所管・関係省庁	文部科学省
根拠法令等	地方自治法第 180 条の 8 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 14 号 文化財保護法
制度の現状	<p>○地方自治法</p> <p>第 180 条の 8 教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。</p> <p>○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (教育委員会の職務権限)</p> <p>第 23 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。</p> <p>1～13(略)</p> <p>14 文化財の保護に関すること。</p> <p>15～19(略)</p> <p>○文化財保護法において、教育委員会が行う文化財保護に関する事務が定められています。</p>

求める措置の具体的内容	<p>地方自治法第 180 条の 8(学校に関することを除く)</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 10 号、第 12 号、第 14 号(学校に関することを除く)</p> <p>文化財保護法・社会教育法・図書館法中、 教育委員会に関する規定を千代田区教育委員会には適用しない。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>教育委員会の職務権限のうち、①社会教育 ②文化財保護 ③社会教育・文化財保護に関連する施設の設置、管理及び廃止、教育財産の管理、職員の任免その他の人事、環境衛生の権限を区長に移管することにより、社会教育、文化・スポーツに関する施策を一層推進する。</p> <p>提案理由</p> <p>千代田区では、区民の意思や地域特性をより一層反映した区政運営を行うため、社会教育、文化・スポーツに関する事務を区長部局が補助執行し、まちづくり、地域コミュニティ活性化、子育て、高齢者福祉等の区民生活に関連する他の施策と一体的に取り組んでいる。</p> <p>しかし、現状では教育委員会に最終的な権限が留保されているため、責任の所在が明確でないという問題がある。</p> <p>社会教育、文化関連施策は区民生活に密接に関わるものであるため、区民の信託を受けた区長が自らの責任において行う方が適切であり、権限を区長部局に移管する必要がある。</p>

## ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>文化財の保存・活用と首長部局の行う地域振興、産業振興、環境保全、まちづくり等の施策との緊密な連携・調整は大変重要であり、必要な場合には、地方自治法第180条の7の事務の委任・補助執行の規程を活用して、文化財保護に関する業務の一部を首長部局で行うことも可能となっています。</p> <p>ただし、文化財保護についての最終的な職務権限は、以下の理由より、教育委員会の権限として引き続き規定されている必要があると考えます。</p> <p>① 文化財保護は、文化財を保護し継承していく必要性と、地域づくりや観光のために活用していくという必要性が相反する場合は生じかねない行政分野であり、保存と活用のバランスを適正に担保する必要があります。そのため、首長部局の行う開発行為や文化財を活用した観光施策等の適正性・正当性を担保する上で、首長とは独立した機関である教育委員会において最終的なチェックを行う必要があります。また、文化財は一旦滅失・き損すれば原状回復が困難であるため、首長の交代によって保護方針が大きく変わることを避けるためにも、首長から独立した教育委員会が担当する必要があります。</p> <p>② 文化財の指定や保存・活用に当たって、特定の団体・個人への配慮により方針が曲げられることのないよう、公正性・中立性の確保が強く求められます。その際、首長の判断により意志決定がなされる首長部局に対し、合議体である教育委員会が最終的な抑止力を有しておく必要があります。</p> <p>文化財保護は、保存と活用の調和のとれた施策が講じられることが不可欠な行政分野であり、万が一、首長部局によって、過度に活用を重視するなど不適切な事務執行が行われるような事態が生じた場合には、当該補助執行や委任を中止できるよう、最終的な権限は教育委員会に留保しておくことが必要であると考えます。</p> <p>また、改正教育基本法第2条第5項においては、教育の目標として、伝統と文化を尊重する態度を養うことが規定されており、我が国の歴史や文化を正しく理解するために必要な文化財保護については、教育委員会において、教育行政と一体的に進めていくべき重要性が増しているところです。</p> <p>平成17年10月、平成19年3月の中央教育審議会答申を受けて、166通常国会に提出され、成立した「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」においては、教育委員会の所掌事務のうち、文化、スポーツに関する事務は、地方公共団体の判断により首長が担当できるものとされたところですが、文化財保護の事務については、学校教育や社会教育と同様、引き続き教育委員会が所管することとされたところです。</p>				

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
<p>右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
提案主体からの意見				
<p>区長部局に移管することにより、歴史、文化、観光、まちづくり、景観等と連携し、総合的な視点から施策展開が図られることで、より文化財価値の向上がもたらされると考える。</p> <p>また、中立性・公平性については、区長部局内においても外部専門家等の意見をきく評価機関を設置することで、十分対応可能と考える。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—
<p>文化財は国民共有の財産であり、また、現在の国民の為に活用されるとともに、将来の国民のために確実に保存・継承されることが必要であるという性質を持つものであります。また、一旦滅失・き損すると原状回復が困難であるため、長期的に一貫した保護の方針のもとに保存・活用が行なわれることが必要であり、首長の交代によりその保護の方針が変わったり、特定の団体・個人への配慮により保護の方針が曲げられることがあってはならず、公正性・中立性の確保が強く求められます。仮に外部専門家等の意見をきく評価機関を、首長部局に置いた場合であっても、当該審議会が首長とは独立した権限を持たず、十分なチェック機能が担保出来ません。</p> <p>よって、不適切な事務執行が行われるような事態が生じた場合には、当該補助執行や委任を中止できるよう、首長部局から独立した合議体であることにより、一貫した保護の方針の担保や公平性・中立性の確保がより可能である教育委員会に、文化財保護についての最終的な権限が所在していることが必要であると考えます。</p> <p>もとより、文化財の保存と活用に当たって、首長部局の行なう歴史・文化、観光、まちづくり、景観等の施策との緊密な連携・調整を行い、施策展開を行なうことは大変重要なことであります。そのため、必要な場合には、地方自治法第180条の7の事務の委任・補助執行の規程を活用して、文化財保護に関する業務の一部を首長部局で行うことも可能となっています。</p>				

## ○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
<p>右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
提案主体からの再意見				
<p>補助執行では、文化財のあり方についての方針決定を行うことはできない。区長部局への権限移管によって、観光やまちづくり、景観等と連携し、総合的な観点から文化財保護の一層の向上を図ることができる。</p> <p>また、文化財は区民・国民共通の財産であり、学術的な検討は勿論であるが、地域・区民・世論の動向も踏まえ、まちの中でどのように活かしていくべきかも判断されるべきである。このことから、外部専門家による評価機関はもとより、地域におけるまちづくりの協議を踏まえて、公平性・中立性を保ちつつ、総合的に検討していくべきである。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	—
<p>文化財の保存と活用に当たっては、首長部局の行なう他の関連する行政分野（観光やまちづくり等）との調和のとれた施策展開を行なうことは大変重要なことであり不可欠と考えます。そのため、首長部局と教育委員会は緊密な連携・調整を図ることが望まれますし、必要に応じて有識者等の意見を聞くことも有用と考えられます。</p> <p>しかしながら、文化財は国民共有の財産であり、また、現在の国民の為に活用されるとともに、将来の国民のために確実に保存・継承されることが必要であるという性質を持つものであります。また、一旦滅失・き損すると原状回復が困難であるため、長期的に一貫した保護の方針のもとに保存・活用が行なわれることが必要であり、首長の交代によりその保護の方針が変わったり、特定の団体・個人への配慮により保護の方針が曲げられることがあってはならず、他の事務事業以上に公正性・中立性の確保が強く求められています。そのため、文化財の保護については、教育委員会が最終的な権限を有するものとなっております。</p> <p>また、文化財保護の権限を首長部局に移した上で、公正性・中立性の確保のための第三者機関を置いた場合であっても、当該機関が首長とは独立した権限を持たない諮問機関であり、首長に最終権限が留保されている以上、十分なチェック機能が担保できないおそれがあるため、文化財保護の方針における公正性や中立性の確保のためには、最終的な権限は首長部局から独立した教育委員会が有することが適当と考えます。</p> <p>なお、必要な場合には、地方自治法第180条の7の事務の委任・補助執行の規程を活用して、文化財保護に関する業務の一部を首長部局で行うことも可能となっています。</p>				



## 08 文部科学省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0820170	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	特定の用語使用要件の緩和	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1060010
提案主体名	学校法人田中育英会		

規制の所管・関係省庁	文部科学省
根拠法令等	学校教育法(昭和22年法律第26号)第53条、第69条の2 大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第3条 専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)第3条
制度の現状	<p>「大学には、学部を置くことを常例とする」とされています。</p> <p>短期大学には学部を置かず、学科を置くものとされています。</p> <p>専修学校には学科を置くものとされています。</p>

求める措置の具体的内容	<p>現行法で規定されている、大学に認められている「学部」という教育課程説明表記を一定の要件を満たしている専修学校には使用可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>大学に限られる「学部」という教育課程の表記を専修学校にも取り入れる事により、現在の教育改革を推し進め、更に高い教育レベルを目指す。提案理由:平成17年の高度専門士の称号規定により(平成17年文部省告示第139号第1条)、専修学校の専門課程の修了者も一定の要件を満たす者は、大学院への進学が可能になった。更に現在の教育界の動向を見ると、従来専門学校の教育分野と見なされてきた特殊専門分野も大学はその科目に取り入れ、又、専修学校も大学と同様のより高度な教育提供に努めている。教育課程の表記に於いて大学のみが「学部」、専修学校が「課程」とする規定は、優良な大学と専修学校が共存共栄してゆこうとする将来を妨げるものとする。例えば、当校には専門士専攻の学生だけでなく提携大学の学士課程専攻の者、及び弊習生が存在する。提携大学の授業は其々の大学の担当教授が当校にて授業を行うもので、専修学校の学内に於いて大学の授業が執り行われている。又、専門士、学士いずれの課程修了者であっても、当校からの推薦を受け、且つ大学院側の設ける規定を満足させる学力を備えた者はオクスフォード大学大学院の修士課程に進学する事ができる。このような教育活動の状況を鑑みると、専修学校と大学の両方の長所が終結した校風にあり、当校の提供する教育内容に対して「学部」という用語を使用する事が適当とここに提案するものである。代替措置:単価専修学校に於いてはその教育の専門性の強さから「学部」という表記の使用はその教育特性を不明瞭にする事から不適切とし、其々の専修学校の教育課程の特性を明確化する。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>学校教育法第 53 条においては「大学は、学部を置くことを常例とする」とあり、同法第 69 条の 2 においては、短期大学には学部を置かず学科を置く旨の規定がなされています。また、専修学校設置基準では、第 3 条に、専修学校には学科を置く旨の規定がありますが、学部についての規定は存在しません。</p> <p>以上のことから、専修学校が「学部」という表記を用いることは、法令上禁止されていませんが、学校教育法上、学部は 4 年制大学にのみ置くことが想定されていると考えられ、混乱を招く恐れがあることから、望ましくありません。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	—

## 08 文部科学省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0820180	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	職業能力開発促進法に規定する職業能力開発短期 大学校修了者の大学への編入学	都道府県コード	43 熊本県
		提案事項管理番号	1053010
提案主体名	熊本県		

規制の所管・関係省庁	文部科学省
根拠法令等	学校教育法(昭和22年法律第26号)第55条、第69条の2、第70条の9、第82条の10 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第22号)第70条の7、第72条の6、第77条の8
制度の現状	大学への編入学については、短期大学、高等専門学校、一定の要件を満たす専修学校専門課程から行うことが認められています。

求める措置の具体的内容	各大学において、編入学出願資格として「大学、短期大学、高等専門学校、専修学校と同等の学力を持った者」を個別に判断し、職業能力開発短期大学校の教育課程等を評価し、編入学できるようにする。
具体的事業の実施内容・提案理由	平成15年度の集中提案では、文部科学省から「制度上の担保のない職業能力開発短期大学校の修了者の大学への編入学は認めることができない」との回答があった。技術者不足の中、企業ニーズにあった高度な職業訓練を受けている職業能力開発短期大学校(以下「短期大学校」という。)の修了者の多くが地場企業に就職し中堅技術者として活躍しているが、学習段階で技術に興味を持ち更に高度な技術の修得を目指す者もおり、イノベーションに貢献する人材の育成及び若者のチャレンジ支援の観点から、進路の選択肢を広げることは重要な課題である。特に九州においては、ITや自動車産業の集積が進み、ものづくりを支える人材の養成が大きな課題となっている中、学校教育法の制度とは異なるというだけで、県立技術短期大学校から大学への編入学が認められないのは、本県の産業政策の要となる人材の養成を図るうえで大きなマイナスである。短期大学校の教育体制や教育課程の内容を十分なものと認めて編入学を可能にしたとしても、各大学の編入学では学科・面接試験等で選抜されており、一定の学力が保証されるので制度を揺るがすことは考えられない。将来の職業を決めきれない若者が増える中で、多様な生徒に対応している高校卒業認定試験制度同様、一定学力を持つ人が誰でも挑戦できる大学編入学制度の整備をお願いしたい。

## ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>編入学は、大学とは異なる学校種からの異動、大学の卒業要件の例外となるため、編入学前の学校等における教育等が学校教育法体系の中で制度的に担保されているものに限定して認められています。</p> <p>職業能力開発短期大学校は独立行政法人雇用・能力開発機構が設置、運営し、職業訓練を行う施設であり、その入学資格、卒業要件、教員組織、施設・設備等について、法令上ただちに大学と同等と判断することはできないため、ご提案は認められません。</p>				

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>短期大学や高等専門学校等と同等の教育等を行っているか否かについて、法体系の中で制度的に担保されておらず、法令上直ちに判断できないとのことであるが、特区により検証する等の対応はできないのか。右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>御指摘にあった入学資格・卒業要件等について補足資料のとおり本県の技術短期大学校は短期大学や専修学校と比較しても遜色がない。このような場合においても大学への編入学が認められている短期大学や専修学校と同等と扱われないのか。なお、本提案の職業能力開発短期大学校は熊本県が設置した技術短期大学校であり、機構立と異なる。特区とは、規制がある中で一定期間実施・検証して今後の規制緩和を検討するための制度と考えられるが、短期大学校において学習する段階で、技術に興味を持ち高度な技術の修得を目指す生徒のために、省庁間の枠を越え編入学出願資格を緩和し大学に個別に判断させるこの提案は何故特区の対象とならないのか。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—
<p>学校制度は、定められた修業年限以上在学し、その修業年限の間にわたって体系的に編成された所定の教育課程を修了した者に対して卒業資格を与えることを原則としています。</p> <p>編入学は、本来必要な修業年限を短縮し、当該学校における所定の教育課程の一部を他の学習によって代替するものであり、上記の原則の例外であることから、編入学を受け入れる学校における学習と同等以上と判断できる制度上の担保があるものに限り、特例として認められているものです。</p> <p>とりわけ大学における編入学については、学位の国際的な通用性の確保や質の保証の観点から、関係者による十分な検討を行った上で、法律により制度化しているものです。</p> <p>このような学校の卒業資格や学位については、学校制度の根幹に関わる問題であり、全国的に統一した取扱いとすることが必要であり、一部の地域において実態として遜色がないというのみをもって例外を設けることは認められません。</p> <p>職業能力開発促進法に基づく職業能力開発短期大学校については、職業訓練を行う機関であり、法令上も実態上もその目的や性質は大学とは異なるものとして位置付けられており、高等教育機関としての位置付けがなされておられません。また、当該機関における職業訓練の内容が大学における学習と同等以上のものであることが制度上保障されておられません。したがって、特区において特例を設けることは困難です。</p>				

## ○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>職業能力開発促進法に基づく職業能力開発短期大学校の学習が編入学を受け入れる学校における学習と同等以上と判断するための仕組み作りについて検討し回答されたい。あわせて、右の提案主体の意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。</p>			
提案主体からの再意見	<p>大学の編入学は、学位と関連づけて法律で制度化されているとのことだが、本県技術短期大学校に入学後更に高度な技術を目指す生徒のために、学位と切り離し、編入学による2年間の高等教育の機会を認められないか。また、各大学で短期大学校の教員組織や教育課程等を確認後個人に学力試験等を課せば質の保証は得られるのであり、高校卒業程度認定試験やインターンシップの単位認定など制度の多様化が進む中で、編入学についても、制度の壁を越えた特例が認められないか。あるいは、本県技術短期大学校のように、短期大学等と比較しても遜色がない教育機関が増えている社会状況の変化に対応し、法制度そのものを見直すべきと考えるがどうか。</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	—
<p>学校制度は、定められた修業年限以上在学し、その間体系的に編成された所定の教育課程を修了した者に対して卒業資格を与えるものであり、編入学は、その例外として、本来必要な修業年限を短縮し、当該学校における所定の教育課程の一部を他の学習によって代替するというものです。</p> <p>したがって、編入学は、受け入れる学校における学習と同等以上と判断できる制度上の担保があるものに限り特例として認められるのであり、職業能力開発促進法に基づく職業能力開発短期大学校については、職業訓練を行う機関であって、法令上も実態上もその目的や性質は高等教育機関である大学とは異なるものとして位置付けられているとともに、当該機関における職業訓練の内容が大学における学習と同等以上のものであることが制度上保障されていないため、特例を設けることはできません。</p> <p>なお、更に高度な技術の修得を目指す者のために、学位や卒業と切り離し、高等教育を受ける機会を提供することについては、科目等履修生制度等を活用することにより実現することが可能となっています。</p>				

## 08 文部科学省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0820190	プロジェクト名	国立大学法人と連携した地域経済の活性化	
要望事項 (事項名)	独立行政法人(国立大学法人)による余裕金の運用 方法の拡大	都道府県コード	13 東京都	
		提案事項管理番号	1066020	
提案主体名	(株)三井物産戦略研究所			

規制の所管・関係省庁	総務省 文部科学省
根拠法令等	国立大学法人及び大学共同利用機関法人が寄附及びライセンス対価として株式を取得する場合の取扱いについて(平成 17 年 3 月 29 日付 16 文科高第 1012 号) 独立行政法人通則法第 47 条、国立大学法人法第 35 条
制度の現状	<p>現行制度において、国立大学法人が寄附及び特許等の譲渡又は実施権の設定等の対価により株式及びストックオプションを取得することは可能となっています(平成 17 年 3 月 29 日付 16 文科高第 1012 号)。</p> <p>なお、国立大学法人の余裕金の運用方法については、①国債、地方債、政府保証債その他主務大臣の指定する有価証券、②銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金、③信託業務を営む金融機関への金銭信託となっています(国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 47 条)。</p> <p>※国立大学法人の出資に関する制度の現状については、管理コード 0820200「国立大学法人による出資の対象の拡大」の回答を参照ください。</p>

求める措置の具体的内容	国立大学法人が当該国立大学における研究活動等の成果であって、地域の再生や新しい地域産業の創出につながるものを活用する事業に出資する場合、当該国立大学と共同で研究、事業等を行う民間企業から株式による寄附を受けた場合等については、業務上の余裕資金について、法第 47 条各号に定めるものの外、株式によっても運用できることとする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現行制度においては、独立行政法人に余裕金がある場合について、株式による運用を行うことはできないこととされているため、国立大学法人が研究の成果を活用した事業等への出資、ストックオプション等による企業からの寄附を受け、これを保有することはできない。しかし、地域に密着した大学の役割という観点からすると、地域の再生等につながる研究の成果を活用する事業であっても出資ができないこととするのは妥当ではない。また、充実した研究環境の整備のためには安定した財源の確保が不可欠であり、これを自ら行った研究の成果により行うことは国立大学法人設置の目的からしても妥当であり、そうした活動を行う国立大学に対する民間企業からの寄附についても、できる限り自由な形態を認めるべきである。そこで、国立大学を地域再生等のエンジン、地域の新産業のインキュベーターとして位置づけ、学部、学科、研究室等にとらわれずに国立大学としての総合力を発揮して、地域産業資源を活用した製品、サービス等の開発、マーケティング、海外への展開等の地域再生に係る事業等を、民間事業者との共同出資による株式会社等の設置、株式会社等への出資又は民間事業者が行う事業への出資を通じて効果的に推進し、地域における新産業集積の形成、地域企業の生産性及び地域成長力の向上による我が国の成長力の加速化につなげるとともに、自由な形態の寄附も含め、国立大学法人の安定した財源の確保による研究環境の充実を図るものである。なお、出資のリスクについては、比率の上限を 50%未満とすることにより、リスクが軽減される。株式による寄附を受けた場合については、特段の弊害は考えられない。</p>

## ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>現行制度において、国立大学法人が寄附及び特許等の譲渡又は実施権の設定等の対価により株式及びストックオプションを取得することは可能となっています。</p> <p>一方、独立行政法人は、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業」を担うべき法人であり、国からその業務の財源に充てるための所用の財源措置が講じられることからみても、業務を安定的に運営することに対する要請は高く、投機的な金融取引による投資リスクを負ってまで収益を獲得することが要求されているわけではないと考えられています。このため、独立行政法人通則法第 47 条の規定によって余裕金の運用をいわゆる安全資産に限定することとされ、国立大学法人についても、国立大学法人法第 35 条において当該規定を準用することにより、同様の取扱いとしているため、現段階において、余裕金の運用方法を拡大することは困難であると考えています。</p> <p>なお、国立大学法人の余裕金の運用方法の拡大については、教育再生会議第二次報告(平成 19 年 6 月 1 日)の提言も踏まえ、国立大学法人の業務の安定的な運営等に留意しつつ、その条件や範囲を含め具体的内容を検討していきたいと考えています。</p> <p>※国立大学法人の出資に関する提案に対する回答については、管理コード 0820200「国立大学法人による出資の対象の拡大」の回答を参照ください。</p>				

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>まず、ストックオプション、株式等の寄附を受けることについて、当方の提案の趣旨は単に取得するのみならず、これを運用することが出来るようにすることである。次に、投資リスクを負ってまで収益を獲得するという点については、当方の提案の目的は国立大学法人の研究の成果を活用する事業への出資を可能とすることであって、投機的な金融取引を行って収益を獲得することを目指すものではない。そもそも、当方の提案は、地域に密着した大学及び国立大学法人の業務の安定的な運営という観点からのものであり、そのようなことから、出資の上限を 50%未満としているところである。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—
<p>一般的に、独立行政法人による出資は、行政改革の観点から、独立行政法人の本来業務及びそれに附随する業務に係るもの以外には認められておらず、個別法令に定めがある場合のみ認められています。このため、国立大学法人については、国立大学法人法第 22 条第 1 項第 6 号において、承認TLOに対する出資により株式を取得することが認められています。</p> <p>また、独立行政法人通則法第 47 条の規定によって余裕金の運用は元本保証のある金融商品に限定することとされ、国立大学法人についても、国立大学法人法第 35 条において当該規定を準用することにより、同様の取扱いとしているため、余裕金の運用として株式を取得することは認められていません。</p> <p>今回の「提案主体からの意見」にある「研究の成果を活用する事業への出資を可能とするものであって、投機的な金融取引を行って収益を獲得することを目指すものではない」ということを踏まえ、提案主体の意図をより詳細に把握してまいりたいと考えます。</p> <p>なお、国立大学法人の余裕金の運用方法の拡大については、教育再生会議第二次報告(平成 19 年 6 月 1 日)の提言も踏まえ、国立大学法人の業務の安定的な運営等に留意しつつ、その条件や範囲を含め具体的内容を検討していきたいと考えており、必要に応じて、ご提案主体とも意見交換していきたいと考えています。</p> <p>※国立大学法人の研究の成果を活用する事業への出資については、管理コード 0820200「国立大学法人による出資の対象の拡大」の再検討要請に対する回答をご参照ください。</p>				

## ○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請	<p>右の提案主体の意見を踏まえ、回答されたい。</p>			
提案主体からの再意見	<p>当方提案の目的は、国立大学法人が自らの出資により研究成果を活用した事業を行うことができるように関係法令について必要な措置を講ずることを求めるものであり、株式会社の設置により具体的な事業を実施することを想定していることからこうした内容の提案となっている。当方としても、国立大学法人の業務の安定的な運営等の確保は留意すべき事項であると考えており、そのようなことから、考えられる条件の一つとして出資比率の上限を 50%未満としている。その他の条件や範囲については、本件に関する貴省等における議論の状況を踏まえ、当方としても検討して行きたいと考えているところ、現段階の議論の状況及び論点について教示されたい。</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	—
<p>国立大学法人の余裕金の運用方法の拡大については、教育再生会議第二次報告(平成 19 年 6 月 1 日)の提言に盛り込まれた民間寄附金の投資信託への運用など、その対象範囲のほか、業務の安定的な運営を担保するための条件等について検討中です。ご提案の内容の取扱いについては、文部科学省として、今後、必要に応じて、ご提案主体とも意見交換していきたいと考えています。</p>				

## 08 文部科学省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0820200	プロジェクト名	国立大学法人と連携した地域経済の活性化	
要望事項 (事項名)	国立大学法人による出資の対象の拡大	都道府県コード	13 東京都	
		提案事項管理番号	1066030	
提案主体名	(株)三井物産戦略研究所			

規制の所管・関係省庁	文部科学省		
根拠法令等	国立大学法人法第 22 条第 1 項第 6 号		
	国立大学法人法施行令第 3 条		
制度の現状	<p>国立大学法人の出資の対象については、「技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者」として、特定大学技術移転事業を実施する者(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律による承認を受けた技術移転機関(以下「承認TLO」という。))が対象となっています。</p>		

求める措置の具体的内容	<p>現行制度においては、国立大学による出資の対象は、当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業である特定大学技術移転事業を実施する者に限られているが、これを当該国立大学における研究活動等の成果であって、技術に関するものを含め、地域の再生や新しい地域産業の創出につながるものを活用する事業を実施する者にまで拡大する。なお、出資の比率については 50%未満を上限とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現行制度では、国立大学が業務として出資を行うことができるのは、特定大学技術移転事業を実施する者に対してのみであるが、地域に密着した大学の役割という観点からすると、地域の再生や新しい地域産業の創出につながる研究の成果を当該地域において活用するための事業こそ出資の対象とすべきである。また、国立大学の自由な活動という観点からしても、出資の範囲を限定することは妥当ではない。加えて、充実した研究環境の整備のためには安定した財源の確保が不可欠であり、これを自ら行った研究の成果により行うことは国立大学法人設置の目的からしても妥当である。そこで、国立大学を地域再生及び地域の生産性向上のエンジン、地域の新産業のインキュベーターとして位置づけ、学部、学科、研究室等にとらわれずに国立大学としての総合力を発揮して、地域産業資源を活用した製品、サービス等の開発、マーケティング、ブランディング、海外への展開等の地域再生に係る事業等を、民間事業者との共同出資による株式会社等の設置、株式会社等への出資又は民間事業者が行う事業への出資を通じて効果的に推進し、地域における新産業集積の形成、地域企業の生産性及び地域成長力の向上による我が国の成長力の加速化につなげるとともに、国立大学法人の安定した財源の確保による研究環境の充実に資するものである。なお、出資を行うに当たっては、上限を 50%未満とすることにより、民間企業等と共同で出資することになり、リスクが分散されるだけでなく、当該事業の管理及び運営を民間企業と共同で行うことになるので、国立大学法人が単独で行った場合に比べてリスクが軽減されるものと考えられる。</p>

## ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>いわゆる承認TLOについては、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律に基づき、特定大学技術移転事業(大学における技術に関する研究成果について、特許権等の譲渡等により、当該研究成果の活用を行うことが適切かつ確実と認められる民間事業者に対し移転する事業であって、当該大学における研究の進展に資するもの)の実施に関する計画について、文部科学大臣及び経済産業大臣の承認を受けています。</p> <p>したがって、出資対象とするに足るだけの公益性や事業として捕捉しうるに足るだけの成熟性が担保されています。</p> <p>また、産学官連携・知的財産戦略の中での位置づけの重要性にかんがみて、政策的見地から出資対象とする必要性が高いものです。</p> <p>ご提案主体からお示しいただいた具体的事業については、このような公益性や成熟性が担保されておらず、政策的見地からの必要性も不十分であるため、現段階では、出資対象に含めることは困難であると考えています。</p> <p>国立大学法人の出資対象の拡大については、教育再生会議第二次報告(平成19年6月1日)の提言も踏まえ、事業の公益性、成熟性、政策的見地からの必要性等に留意しつつ、その条件や範囲を含め具体的内容を検討していきたいと考えています。</p>				

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
<p>右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
提案主体からの意見				
<p>当方の提案にある国立大学法人を一つの核とした地域産業資源を活用した製品、サービス等の開発、マーケティング、ブランディング、海外への展開等を行う事業については、経済財政改革の基本方針 2007 にも記載された地域活性化、地域経済の成長力向上につながるものであり、公益性、成熟性、政策的見地からの必要性も十分有していると考えられる。併せて、貴省ご回答においては、いわゆる承認TLOについて、出資対象とするに足るだけの公益性や事業として捕捉しうるに足るだけの成熟性が担保されているとのことであるが、その具体的な根拠を教示されたい。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—
<p>一般的に、独立行政法人による出資は、行政改革の観点から、独立行政法人の本来業務及びそれに附帯する業務に係るもの以外には認められておらず、個別法令に定めがある場合のみ認められています。</p> <p>このため、国立大学法人についても、出資の対象としては、事業そのものの公益性や成熟性が担保され、政策的見地からの必要性が高い承認TLOのみを対象としています。</p> <p>承認TLOについては、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(以下「法」という。)に基づき、特定大学技術移転事業の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)について、文部科学大臣及び経済産業大臣の承認を受けています。</p> <p>具体的には、当該実施計画が、文部科学大臣及び経済産業大臣の定める特定大学技術移転事業の実施に関する指針に照らして適切なものであり、かつ、当該実施計画が確実に実施される見込みがあると認められるときに、承認をするものとされています(法第4条第3項)。</p> <p>ご提案主体からお示しいただいた具体的事業については、承認TLOとは異なり、事業の公益性や成熟性が担保されるような仕組みが整備されていない状態であること、及び国立大学法人の「本来業務及びそれに附帯する業務に係るもの」として整理できるかどうかについて、より具体的に内容を検討する必要があることから、現段階では、直ちに「出資対象に含める」と判断することは困難であると考えています。</p> <p>なお、国立大学法人の出資対象の拡大については、教育再生会議第二次報告(平成19年6月1日)の提言も踏まえ、事業の公益性、成熟性、政策的見地からの必要性等に留意しつつ、その条件や範囲を含め具体的内容を検討していきたいと考えており、必要に応じて、ご提案主体とも意見交換していきたいと考えています。</p>				

## ○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
<p>右の提案主体の意見を踏まえ、回答されたい。</p>				
提案主体からの再意見				
<p>いわゆる承認TLOについてのみ指針が存在し、当該指針に基づき特定大学技術移転事業の適切性及び実施可能性について判断されることについて、その理由及び根拠が明らかでないが、承認TLOの場合と同様に、当方の提案にある事業の実施及び当該事業への出資に関して、事業の公益性及び成熟性の担保並びに適切性及び実施可能性の判断の根拠となる規定等の仕組が整備されれば、出資対象として含めることも可能と考えてもよろしいか。また、条件や範囲について、現段階の検討状況及び論点について教示されたい。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	—
<p>国立大学法人の出資対象の拡大については、教育再生会議第二次報告(平成19年6月1日)の提言に盛り込まれた大学発ベンチャーなど、その対象範囲のほか、事業の公益性や成熟性を担保するための条件や政策的見地からの必要性等について検討中です。ご提案の事業の取扱いについては、今後、必要に応じて、ご提案主体とも意見交換していきたいと考えています。</p>				



## 08 文部科学省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0820210	プロジェクト名	国立大学法人と連携した地域経済の活性化	
要望事項 (事項名)	国立大学法人の所有する不動産の活用事業	都道府県コード	13 東京都	
		提案事項管理番号	1066040	
提案主体名	(株)三井物産戦略研究所			

規制の所管・関係省庁	文部科学省
根拠法令等	国立大学法人法第 22 条第 1 項
制度の現状	<p>国立大学法人の所有する土地、建物等の不動産の活用については、国立大学法人法第 22 条第 1 項に規定する業務の範囲内にあることが必要です。</p>

求める措置の具体的内容	<p>研究資金を安定的に確保し、研究環境を充実させるとともに、真に地域に根ざした産学連携に資するため、国立大学法人が所有する土地、建物等の不動産について、当該国立大学の研究の成果を活用した事業を行う民間事業者等に対する空きスペース等の賃貸借の実施、民間資金を活用した校舎等の立替及び新たな研究施設等の整備における民間収益施設の合築等の収益事業の用に供することができるように、業務の範囲を拡大する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現行制度においては、国立大学が保有する土地、建物等については、当該国立大学法人の業務の範囲内であって、かつ当該建物又は土地の本来の用途若しくは目的を妨げない範囲内においてのみ貸付が認めるとい運用が行われ、用途が限られているため、建物の一部を収益施設として民間事業者等へ貸し付けることや研究施設等の建替えに当たって民間資金等を活用して民間収益施設を合築すること等は認められていない。しかし、地域に密着した開かれた大学、大学の自由な活動という観点からすると、これは妥当とは言えない。そこで、まず、校舎や研究施設等であって利用頻度が低いものについて、当該校舎等の用途を妨げない範囲で当該国立大学の研究の成果を活用した事業を行う民間事業者等に有償で貸し付けることができることとし、国立大学法人の安定した財源の確保による研究環境の充実を図る。また、国立大学法人以外の国の機関の施設については、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(以下、「PFI 法」という。)に基づき庁舎等を整備した場合にあっては、その一部を民間収益施設とすることができることとされているところ、国立大学法人のみこれを認めないというのは、合理性を欠くとともに、PFI 法を活用した施設の整備の推進の妨げとなっていると考えられる。国の資産・債務改革の観点からも、その流れに反するものであると考えられる。そこで、国立大学法人についても、国の施設と同様に、民間資金等を活用した研究施設等の整備を行う場合に民間収益施設の合築を可能とし、国際的な競争環境に対応できる研究施設の整備の促進を図る。</p>

## ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>国立大学法人の所有する土地、建物等の不動産の活用については、法人化の際、現に教育研究に利用している資産及び将来的に利用計画のある資産として国から出資されたことや、国立大学法人の運営費が公的資金に支えられていることも踏まえつつ、国立大学法人法第 22 条第 1 項の業務の範囲内である必要があります。</p> <p>ご提案の民間収益施設の具体的内容が明確ではありませんが、産学連携に資するため、国立大学法人が所有する土地、建物等の不動産を、当該国立大学法人と連携して研究を行う民間事業者等に対し賃貸することや、民間資金を活用して産学連携施設を建設することは、現行制度でも可能になっています。</p>				

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

<b>再検討要請</b>				
右の提案主体の意見を踏まえ、回答されたい。				
<b>提案主体からの意見</b>				
<p>当方の提案の趣旨は、①国立大学法人が出資した民間事業者等への利用頻度の低い大学施設の賃貸及び②PFIによる研究施設等の整備において、いわゆるオフィスビル、オフィススペース等の民間収益施設を合築しこれを一定の制限内で民間事業者等へ賃貸することを可能とすることである。貴省のご回答では、現行制度においても対応が可能とのことであるが、①及び②については、法第 22 条第 1 項の業務の範囲を超える者である可能性があることから、特例措置の提案を行っているものである。この趣旨を踏まえて検討及び回答をされたい。</p>				
<b>再検討要請に対する回答</b>	<b>「措置の分類」の見直し</b>	<b>D</b>	<b>「措置の内容」の見直し</b>	<b>—</b>
<p>国立大学法人の業務については、国民のニーズとは無関係に自己増殖的に膨張することを防止するため、国立大学法人法第 22 条 1 項の本来業務及びそれに附帯する業務に限られています。</p> <p>また、国立大学としての使命を確実に果たし、高度な学術研究と人材養成を行うため、国の責任の下で所要の財源を措置しています。</p> <p>このような観点から、ご提案の①及び②のうち、国立大学法人法第 22 条第 1 項に規定する国立大学法人の業務の範囲を超えるものを認めることは困難ですが、同項の業務の範囲内であれば、民間事業者等に大学施設の賃貸等を行うことなど、民間事業者等と連携を図っていくことは十分想定されます。</p> <p>個別具体の不動産の活用事例についてご不明な場合等には、何なりとご相談いただければと思います。</p>				

## ○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

<b>再々検討要請</b>				
右の提案主体の意見を踏まえ、回答されたい。				
<b>提案主体からの再意見</b>				
<p>国立大学法人の業務の範囲について一定の制限が設けられていることについては当方としても理解しているところである。その上で、前回の当方からの意見にあるような不動産の活用を考えたときに、それが業務の範囲を超えるものであるか否かについて明確にされていないこともあって、本特例措置の提案を行っているものである。貴省のご回答は「現行制度において対応可能」とのことであるが、どのような場合について可能であり、どのような場合について不可能であるのか、その基準、メルクマール等を教示されたい。</p>				
<b>再々検討要請に対する回答</b>	<b>「措置の分類」の再見直し</b>	<b>D</b>	<b>「措置の内容」の再見直し</b>	<b>—</b>
<p>国立大学法人の所有する土地・建物等の不動産の活用については、国立大学法人法第 22 条第 1 項の業務の範囲内にあるか否かが基準となっています。</p> <p>ご提案のような不動産の活用が、業務の範囲内にあるか否かについては、個別具体の事案に応じて判断する必要があると考えますので、個別具体の事案の不動産活用事例についてご不明な場合等には、何なりとご相談いただければと思います。</p>				

## 08 文部科学省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0820220	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	ボランティア活動による大学での単位取得	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1055030
提案主体名	(株)パソナシャドーキャビネット		

規制の所管・関係省庁	文部科学省
根拠法令等	大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第21条、第25条
制度の現状	<p>大学設置基準において、授業は、講義、演習、実験、実習、若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとされています。また実習については30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とされています。</p>

求める措置の具体的内容	<p>現在、大学において通常授業以外で単位取得が認められているのは、教員免許保持者や社会教育主事等による学修、または資格取得等何らかの成果に結びつく学修と定められている。</p> <p>そこで、パソナによるボランティアコーディネーター制度導入対象地区の大学において、各学生によるボランティアの活動実績と活動報告による大学での単位取得を可能にする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>大学の科目に「地域教育」を作り、通年での地域の学校授業への関わり(主に公立小学校を対象とする)と、その活動報告により単位を認定する。</p> <p>主な目的は下記の4点である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①教員を目指す学生がこのボランティアに参加することにより、大学での授業の質を向上させると共に、より社会性のある教員を育成する</li> <li>②学生ボランティアの若い力により、地域教育を発展・充実させる</li> <li>③授業内容の多様化により、小学校での教育の質を向上させる</li> <li>④ボランティアがより身近にある社会を創造する</li> </ol>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>大学が他の機関と連携してボランティア活動を取り入れた授業科目を開設することは可能であり、平成 17 年度においては 275 の大学が実施しています。なお、実施にあたっては、</p> <p>① 授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の必要な事項を協定書に定めている。</p> <p>② 大学の授業担当教員の各授業時間ごとの指導計画の下に実施されている。</p> <p>③ 大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している。</p> <p>④ 大学の授業担当教員による成績評価が行われる。</p> <p>などにより、当該大学の授業として適切に位置付けられて行われることが必要と考えます。</p>				

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	—

### ○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	—

08 文部科学省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0820230	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	医学部入学定員要件の緩和	都道府県コード	28 兵庫県
		提案事項管理番号	1124030
提案主体名	兵庫県		

規制の所管・関係省庁	文部科学省 厚生労働省
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閣議決定(「今後における行政改革の具体化方策について」(昭和57年9月)、「財政構造改革の推進について」(平成9年6月))</li> <li>・「医師の需給に関する検討会報告書」(平成18年7月28日 医師の需給に関する検討会)</li> <li>・総務・財務・文部科学・厚生労働の4大臣による合意(平成18年8月)</li> <li>・新医師確保総合対策(平成18年8月31日 地域医療に関する関係省庁連絡会議)</li> <li>・緊急医師確保対策(平成19年5月31日 政府・与党)</li> </ul>
制度の現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き医学部定員の削減に取り組むこととされています。</li> <li>・医師不足が特に深刻と認められる10県において、平成20年度から最大10年に限り10名を限度として医師養成数の増を認めることとされています。</li> </ul>

求める措置の具体的内容	<p>「医師の需給に関する検討会報告書」(平成18年7月28日)の内容を踏まえ、人口に比して国公立大学医学部等の定員が少ない県に対して、定員の暫定的な調整を容認し、現定員とは別枠の定員を認めています。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(実施内容)</p> <p>県が養成するべき医療従事を義務づける医師については、現定員とは別枠の定員とすることにより、へき地における医師不足の解消を目指す。</p> <p>具体的には、国公立大学医学部等において、大学が入学を許可した者に対し、県内のへき地における医療従事を前提とした修学資金の貸与を行い、大学卒業後、県の指定する医療機関で一定期間勤務すれば修学資金返還を免除することとし、その対象者については、大学の現定員を増やすことにより対応する。</p> <p>なお、本県の2次保健医療圏では、北播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路地域が当該基準を満たすことになり、増員した医師は当該圏域の医療機関へ派遣する。</p> <p>(提案理由)</p> <p>平成16年の人口100万人当たりの医学部定員は全国平均59.7人に対して本県は35.8人(全国41位)と非常に低位であり、本県のように県域が広く、都市部とへき地が混在している県においては、現行の国の基準では大学の定員増は認められず、本県における医師不足を解消することができないため。</p>

## ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>医学部の定員の扱いについては、厚生労働省における医師需給の考え方を十分に踏まえることが必要と考えておりますが、本年5月に政府・与党で取りまとめられた「緊急医師確保対策」においては、地域や特定の診療科で医師が不足している現状に対応し、奨学金を活用して都道府県が定める地域や診療科に確実に医師が配置できるための医師養成数の緊急臨時的な増加等が掲げられています。現在、具体的内容について関係省庁で検討しているところです。</p>				

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
<p>右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
提案主体からの意見				
<p>○既に本県では医療対策協議会の積極的活用や、一定期間地元の医療機関で医療に従事することを条件とする奨学金を活用した入学制度等の対策を講じ、県内における医師の偏在の解消に努めているところである。</p> <p>○「医師の需給に関する検討会報告書」(平成18年7月28日)では、「人口に比して医学部定員が少ないために未だ医師が不足している県の大学医学部に対して、・・定員の暫定的な調整を検討する必要がある」とされているところであり、その内容を反映した形で提案の実現を図っていただきたい。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—
<p>前回お答えした通り、医学部の定員の扱いについては、厚生労働省における医師需給の考え方を十分に踏まえることが必要と考えておりますが、本年5月に政府・与党で取りまとめられた「緊急医師確保対策」においては、地域や特定の診療科で医師が不足している現状に対応し、奨学金を活用して都道府県が定める地域や診療科に確実に医師が配置できるための医師養成数の緊急臨時的な増加等が掲げられています。現在、具体的内容について関係省庁で検討しているところです。</p>				

## ○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
<p>右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
提案主体からの再意見				
<p>○既に本県では医療対策協議会の積極的活用や、一定期間地元の医療機関で医療に従事することを条件とする奨学金を活用した入学制度等の対策を講じ、県内における医師の偏在の解消に努めているところであるが、医師不足の状態は解消されていない。</p> <p>○「医師の需給に関する検討会報告書」(平成18年7月28日)では、「人口に比して医学部定員が少ないために未だ医師が不足している県の大学医学部に対して、・・定員の暫定的な調整を検討する必要がある」とされているところであり、その内容を反映した形で提案の実現を図っていただきたい。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	—
<p>前回お答えした通り、医学部の定員の扱いについては、厚生労働省における医師需給の考え方を十分に踏まえることが必要と考えておりますが、本年5月に政府・与党で取りまとめられた「緊急医師確保対策」においては、地域や特定の診療科で医師が不足している現状に対応し、奨学金を活用して都道府県が定める地域や診療科に確実に医師が配置できるための医師養成数の緊急臨時的な増加等が掲げられています。現在、具体的内容について関係省庁で検討しているところです。</p>				

08 文部科学省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0820240	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	医学部入学定員要件の緩和	都道府県コード	28 兵庫県
		提案事項管理番号	1124040
提案主体名	兵庫県		

規制の所管・関係省庁	文部科学省 厚生労働省
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閣議決定(「今後における行政改革の具体化方策について」(昭和57年9月)、「財政構造改革の推進について」(平成9年6月))</li> <li>・「医師の需給に関する検討会報告書」(平成18年7月28日 医師の需給に関する検討会)</li> <li>・総務・財務・文部科学・厚生労働の4大臣による合意(平成18年8月)</li> <li>・新医師確保総合対策(平成18年8月31日 地域医療に関する関係省庁連絡会議)</li> <li>・緊急医師確保対策(平成19年5月31日 政府・与党)</li> </ul>
制度の現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き医学部定員の削減に取り組むこととされています。</li> <li>・医師不足が特に深刻と認められる10県において、平成20年度から最大10年に限り10名を限度として医師養成数の増を認めることとされています。</li> </ul>

求める措置の具体的内容	<p>新医師確保総合対策での大学医学部定員増の基準を2次保健医療圏毎に算定し、基準を満たす地域に新たに派遣する医師については、現定員とは別枠の定員を認める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(実施内容)</p> <p>県が養成するへき地医療従事を義務づける医師については、現定員とは別枠の定員とすることにより、へき地における医師不足の解消を目指す。</p> <p>具体的には、国公立大学医学部等において、大学が入学を許可した者に対し、県内のへき地における医療従事を前提とした修学資金の貸与を行い、大学卒業後、県の指定する医療機関で一定期間勤務すれば修学資金返還を免除することとし、その対象者については、大学の現定員を増やすことにより対応する。</p> <p>なお、本県の2次保健医療圏では、北播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路地域が当該基準を満たすことになり、増員した医師は当該圏域の医療機関へ派遣する。</p> <p>(提案理由)</p> <p>本県のように県域が広く、都市部とへき地が混在している県においては、現行の国の基準では大学の定員増は認められず、本県における医師不足を解消することができないため。</p>

## ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	—
<p>医学部の定員の扱いについては、厚生労働省における医師需給の考え方を十分に踏まえることが必要と考えておりますが、本年5月に政府・与党で取りまとめられた「緊急医師確保対策」においては、地域や特定の診療科で医師が不足している現状に対応し、奨学金を活用して都道府県が定める地域や診療科に確実に医師が配置できるための医師養成数の緊急臨時的な増加等が掲げられています。現在、具体的内容について関係省庁で検討しているところです。</p>				

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
<p>右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
提案主体からの意見				
<p>○既に本県では医療対策協議会の積極的活用や、一定期間地元の医療機関で医療に従事することを条件とする奨学金を活用した入学制度等の対策を講じ、県内における医師の偏在の解消に努めているところである。</p> <p>○「医師の需給に関する検討会報告書」(平成18年7月28日)では、「人口に比して医学部定員が少ないために未だ医師が不足している県の大学医学部に対して、<b>定員の暫定的な調整を検討する必要がある</b>」とされているところであり、その内容を反映した形で提案の実現を図っていただきたい。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	—
<p>前回お答えした通り、医学部の定員の扱いについては、厚生労働省における医師需給の考え方を十分に踏まえることが必要と考えておりますが、本年5月に政府・与党で取りまとめられた「緊急医師確保対策」においては、地域や特定の診療科で医師が不足している現状に対応し、奨学金を活用して都道府県が定める地域や診療科に確実に医師が配置できるための医師養成数の緊急臨時的な増加等が掲げられています。現在、具体的内容について関係省庁で検討しているところです。</p>				

## ○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
<p>右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
提案主体からの再意見				
<p>○既に本県では医療対策協議会の積極的活用や、一定期間地元の医療機関で医療に従事することを条件とする奨学金を活用した入学制度等の対策を講じ、県内における医師の偏在の解消に努めているところであるが、医師不足の状態は解消されていない。</p> <p>○本県のように県域が広く、都市部とへき地が混在している県において、上記対策を講じてもおへき地の医師不足を解消できない場合については、「<b>新医師確保総合対策</b>」に基づく医学部定員を増員できる基準」の緩和を行い、地域限定で大学の定員増を認めていただきたい。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	—
<p>前回お答えした通り、医学部の定員の扱いについては、厚生労働省における医師需給の考え方を十分に踏まえることが必要と考えておりますが、本年5月に政府・与党で取りまとめられた「緊急医師確保対策」においては、地域や特定の診療科で医師が不足している現状に対応し、奨学金を活用して都道府県が定める地域や診療科に確実に医師が配置できるための医師養成数の緊急臨時的な増加等が掲げられています。現在、具体的内容について関係省庁で検討しているところです。</p>				



## 08 文部科学省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0820250	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	学校給食調理業務で食材発注権を民間給食企業へ	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1038010
提案主体名	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会		

規制の所管・関係省庁	文部科学省
根拠法令等	文部省通知「学校給食業務の運営の合理化について」(昭和 60 年)
制度の現状	<p>学校給食業務の運営については、文部省体育局長通知「学校給食業務の運営の合理化について」において、学校給食の実施者である各地方公共団体の教育委員会等が、地域の実情に応じた適切な方法により運営の合理化を推進するよう、各都道府県教育委員会を通じて指導しています。</p>

求める措置の具体的内容	<p>民間の給食企業は調理のみならず食材について深い知見を育んできており、食材調達においてトレーサビリティシステムを備え安心・安全を確保した食材の供給を行っている。しかし、学校給食調理業務の民間委託が進んでいるものの「食材は市町村が支給」と委託時に規定されており、業務が調理にだけ限定されて食材の発注を行えない。食材発注権が民間企業に委ねられるよう文部科学省の適切な措置をお願いしたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>民間給食企業は食材について深い知見を育んできており、トレーサビリティシステムを備え安心・安全を確保した食材を供給している。しかし、学校給食調理業務の民間委託が進んでいるものの「食材は市町村が支給」と委託時に規定されており、業務が調理にだけ限定されて食材の発注を行えない。食材発注権が民間企業に委ねられるよう文部科学省の適切な措置をお願いしたい。又、新鮮でかつ低コストの食材を供給することによって市町村、保護者の費用負担の軽減に貢献できる。調理労働の効率化は進んでいるが、調達する食材部分の効率化は手付かずである。例えば、東京都練馬区で民間委託により調理業務の公的負担が4年間で90億円削減された。現在、食材コストは父兄の負担であるが、民間への発注権移管が実施されれば、現在の1食220円の食材コストが2割削減され、全国小学校だけで父兄の負担は600億円減ると予想される。</p>

## ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	-
<p>民間企業に食材発注業務を委託するか否かについては、学校給食の実施者である各地方公共団体の教育委員会等の判断に委ねられているところです。</p> <p>ただし、学校給食の質の低下を招くことのないよう十分配慮するという観点から、献立の作成は設置者が直接責任をもって実施するとともに、食材発注においては、物資の購入等における衛生管理、安全の確保について、学校給食の実施者の意向を十分反映できるような管理体制を設けていただくよう、「学校給食業務の運営の合理化について」(昭和 60 年 1 月 21 日 文体給 57)で申し上げているところです。</p>				

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
<p>学校給食の実施者の意向を十分反映できるような管理体制を設ければ、給食業務の委託先の民間企業において食材を発注することが現行制度でも可能であるということによいか。再度回答されたい。</p>				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	-
<p>現行でも、学校給食の実施者の意向を十分反映できるような管理体制を設けた上であれば、学校給食における食材発注業務を民間委託することは可能です。(前回答においては、「食材発注権」という概念が献立作成を含む学校給食物資購入であるとして理解し、C(対応不可)の回答をしたところです。)</p> <p>ただし、民間企業に食材発注業務を委託するか否かについては、学校給食の実施者である各地方公共団体の教育委員会等の判断に委ねられているところです。そして、学校給食の質の低下を招くことのないよう十分配慮するという観点から、献立の作成は設置者が直接責任をもって実施するとともに、食材発注においては、物資の購入等における衛生管理、安全の確保について、学校給食の実施者の意向を十分反映できるような管理体制を設けていただくよう、「学校給食業務の運営の合理化について」(昭和 60 年 1 月 21 日 文体給 57)で申し上げているところです。</p> <p>また、学校給食は、学校における食育の推進・学校給食の「生きた教材」としての活用という観点から近年重要視されており、例えば、学校給食における地場産物の活用等といった学校給食の実施者の意向に応じる必要もあると考えています。</p>				

## ○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	-

## 08 文部科学省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0820260	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	国庫補助金を受けて整備された公立学校の廃校校舎の財産処分の弾力化	都道府県コード	14 神奈川県
		提案事項管理番号	1164020
提案主体名	横浜市		

規制の所管・関係省庁	文部科学省
根拠法令等	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
制度の現状	<p>(財産の処分の制限)</p> <p>第 22 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りではない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>国庫補助事業完了後 10 年以上経過した廃校を取り壊し、特別養護老人ホーム(特養)等の公共用施設の整備を行おうとする社会福祉法人(建設や運営に対して地方公共団体が補助を行うものに限る)に対してその土地を地方公共団体が無償で貸付けた場合は、廃校校舎に係る国庫補助相当額の国庫納付を免除する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【背景】</p> <p>横浜市では、平成 22 年度までの 5 年間に特養 4500 床の新規整備目標を掲げて取組みを進めていますが、市街化調整区域への立地が著しく市域の緑が減少し続けています。一方、市街化区域の公立学校は児童数の減少により統廃合が進み遊休資産化しており、安全管理上の問題も抱えています。これらの政策課題を同時に解決するために廃校への特養整備を検討していますが、利用者により良い介護を提供するユニットケアを実現するためには校舎の再活用が構造上困難で、校舎の取り壊しを前提とせざるを得ません。</p> <p>【提案理由】</p> <p>文部科学省の通知では、廃校の財産処分にあたり、「国庫補助事業完了後 10 年以上経過し、公共用施設の整備のためやむを得ず取り壊しが必要となった建物等の取り壊し及び廃棄」の場合は国庫納付を免除するとしています。「公共用施設」の国の解釈は、地方自治法に規定された「公の施設」であって、施設の設置主体は地方公共団体であることを要件とし、社会福祉法人が設置主体の場合には認めていません。</p> <p>しかし、当該社会福祉法人を地域再生計画に位置づけ、さらに土地の無償貸付を条件とすれば、主体の公共性を市が責任を持って示すこととなります。従って、公共用施設の解釈は設置主体(公か民か)ではなく事業(施設の設置目的)で公共性を判断するよう、財産処分の一層の弾力化を提案します。</p> <p>国庫補助金相当額の国庫納付が障害となり、公立学校の廃校活用が思うように進展せず、結果として廃校のまま年月を経過させることも選択肢として考慮せざるを得ないのが実状のため、対応をお願いします。</p>

## ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	-
<p>地方公共団体が国の補助を受けて整備した公立学校施設については、補助金等の経済的価値が残存する限り、当該地方公共団体は学校施設として使用し補助目的を達成することが求められ、他の用途へ転用する際は文部科学大臣の承認を受けた上で、原則として補助金相当額の国庫納付金を納付することとなっています。</p> <p>一方、近年、少子化に伴い、やむを得ず廃校とされた校舎や余裕教室の数が増加する中で、これらの遊休施設の活用が求められており、既存施設の有効活用を推進する観点から、廃校施設等の活用に当たっては、国庫補助の適正な執行に反しない範囲で国庫納付金を免除するなど可能な限り支援しているところです。</p> <p>しかし、ご提案いただいたように新たな施設を建設するための取壊しについては、学校施設整備のために投入された補助効果を減失することとなるため、国庫補助の適正な執行の観点から、慎重な精査を要するものと考えます。また、新たな施設整備のために国庫補助を受けた施設の取壊しを地域再生計画の支援措置として拡大することは、補助対象財産を有効に活用した地域再生を支援するために転用手続を弾力化するという地域再生基本方針の観点からもなじまないものと考えます。</p> <p>従いまして、新たな施設整備のための取壊しについて、一律に国庫納付金を不要とすることは困難であると考えます。</p> <p>なお、個別具体の財産処分手続については、何かアドバイスができることがあるかもしれませんので、何なりとご相談ください。</p>				

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい				
提案主体からの意見				
<p>地域再生の支援措置として提案した考え方は、市が地域再生計画を作成することにより、社会福祉法人を自治体の責任のもとで公的に位置づけることのみならず、国庫補助の適正な執行の観点から国が慎重に精査する手続きを計画認定時に担保することも意図しています。「官民の適切な連携の下、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を進めることが重要」という地域再生の意義を踏まえ、「公共用施設」における設置主体の解釈について真摯に検討をお願いします。なお、承認基準の明確化という観点から、提案の実現に伴う弊害が想定されるようであれば具体的にお示しください。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	-
<p>現行通知（「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」（平成19年3月28日付け、文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知））における「公共用施設」については、地方公共団体が設置主体となっているものと整理して運用しているところですが、ご提案のケースのように、地方公共団体内で施策上の必要性・緊急性があり、都市計画等で明確に位置付けられ、かつ施設整備や運営に地方公共団体が相当程度関与するなど、特に公共性が高いと認められる施設については、現行通知においても文部科学大臣が特に認める場合として、「公共用施設」に準ずる施設として国庫納付金を不要とする扱いも可能であると考えます。しかし、当該取扱いはいくまでも例外規定ですので、承認に当たっては案件ごとに慎重な審査を要するものと考えております。今後各地方公共団体の財産処分手続担当者に対して、例外規定における納付金不要となる具体例や指標を示せるよう検討してまいります。緊急に取り組みされる個別の事案がありましたら、まずは当該事案ごとに対応いたしますのでご相談ください。</p> <p>なお、上記のとおり現行通知の中で運用が可能であることから、ご提案にある地域再生計画の支援措置拡大よりも一般施策の中で対応していくべきであると考えますのでご理解ください。</p>				

## ○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	-

08 文部科学省 特区・地域再生(非予算) 最終回答

管理コード	0820270	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	障害者、地域、企業のコミュニティの確立の為に空き 教室の有効活用	都道府県コード	13 東京都
		提案事項管理番号	1055120
提案主体名	(株)パソナシャドーキャビネット		

規制の所管・関係省庁	文部科学省
根拠法令等	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
制度の現状	<p>(財産の処分の制限)</p> <p>第 22 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りではない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>学校施設を学校教育以外の施設に転用する場合には「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定により、地方公共団体が、文部科学大臣の承認後国庫補助相当額を国に納付する転用手続きが必要とされており、手続きの簡素化を望む。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【提案理由】</p> <p>背景として、少子化、学校の統廃合により学校施設に空きが見られる状況。障害者自立支援法により余剰施設の活用を推進している現状のなか、障害者の活動の場として、地域に密着した活動の場として学校施設は利用しやすい場所であると考えられる。</p> <p>【内容】</p> <p>自治体の仕事、地域の企業の仕事を集約し、余剰教室を利用して作業に従事する事により、地域に密着した雇用が創造できる。</p> <p>【効果】</p> <p>障害者の通勤の便利性 保護者の距離の近さ 地域の企業の雇用率確保</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	-
<p>地方公共団体が国の補助を受けて整備した公立学校施設を補助目的以外に使用する場合、①公共用又は公用施設として利用すること、②補助事業完了後 10 年を超える期間を経過していること、③無償による処分であることの要件を全て満たせば補助金相当額の国庫納付金の納付が不要となっています。</p> <p>また、地域再生の観点からは特に、①国庫補助事業完了後 10 年を超える期間を経過していないもの、②民間事業者が活用するものであっても国庫納付金を免除できるように制度を緩和しているところです。</p> <p>公立学校施設は、その学校の設置者である地方公共団体の所有する財産ですので、その財産がどのように活用されるかは、一義的には当該地方公共団体において判断されることとなります。よって、学校教育に支障のない範囲において有休施設を使用することは、地方公共団体の判断により可能ですので、まずは該当の学校を所管する地方公共団体に問い合わせていただくとうよろしいかと思います。</p> <p>そのほかに考えられている支援措置がありましたら何なりとご相談ください。</p>				

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	-

### ○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	-

## 規制の特例措置に係る拡充提案・関連提案(閲覧用)

管理コード	0830010	拡充提案・関連提案の別	2 関連提案	
規制の特例措置の 番号及び名称	920 公立保育所における給食の外部搬入 方式の容認事業	都道府県名	21 岐阜県	
		提案事項管理番号	2006010	
提案主体名	大野町			
特区の名称	心豊かな給食特区	特区との関係	1 認定自治体	

規制の所管・関係省庁	総務省 文部科学省 厚生労働省
根拠法令等	学校給食法 市町村立学校給与負担法
制度の現状	<p>学校給食法第5条の3において、義務教育諸学校又は共同調理場において学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員の資格要件等について規定されています。</p> <p>また、学校教育法第28条及びこれを準用する条項において、義務教育諸学校に栄養教諭を置くことができること、栄養教諭の職務として栄養の指導及び管理をつかさどることが規定されています。</p>

提案内容	給食の外部搬入について、給食の調理・搬入委託先として学校給食センターを活用する場合において、保育所入園児童の給食の献立・栄養素量・食育等の管理・指導に学校の栄養教諭が携われるようにする。
提案理由	<p>保育所の給食の献立作成や園児に提供する栄養素量の管理、食育等の実施にあつては、専門的知識を有する栄養士を配置するのが効率的かつ効果的である。</p> <p>保育所給食の調理・搬入委託先として学校給食センターを活用する場合に、栄養士の資格を有し、学校給食の献立や栄養素量の管理等を行う栄養教諭を保育所の給食業務に活用したいと考えているが、栄養教諭は学校給食法等により学校の教育職員として位置づけられ、市町村立学校職員給与負担法により都道府県が給与費を負担しているため、栄養教諭が保育所の給食業務に携わることが困難な状況にある。栄養教諭が保育所の給食業務に携わることが出来れば、保育所独自で栄養士を確保する必要がなくなり人件費の削減につながるばかりでなく、幼児期からの一貫した食に関する管理と食育の実践により児童の正しい食習慣の定着に資すると考える。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>学校給食法上の規定は、栄養教諭が保育所の給食業務に携わることを妨げるものではありません。保育所給食の調理・搬入委託先として学校給食センターを活用する場合、学校給食調理等の本務の遂行に支障が出ないよう十分に注意し、給与費を負担する都道府県と調整した上で、栄養教諭を保育所の給食業務に携わらせることは可能であると判断します。</p> <p>なお、市町村費負担教職員任用制度により、市町村が独自に栄養教諭を任用し、当該栄養教諭が保育所の給食業務を兼職することも可能です。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	—

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	—



## 規制の特例措置に係る拡充提案・関連提案(閲覧用)

管理コード	0830010	拡充提案・関連提案の別	2 関連提案	
規制の特例措置の 番号及び名称	920 公立保育所における給食の外部搬入 方式の容認事業	都道府県名	21 岐阜県	
		提案事項管理番号	2006010	
提案主体名	大野町			
特区の名称	心豊かな給食特区	特区との関係	1 認定自治体	

規制の所管・関係省庁	総務省 文部科学省 厚生労働省
根拠法令等	学校給食法 市町村立学校給与負担法
制度の現状	<p>学校給食法第5条の3において、義務教育諸学校又は共同調理場において学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員の資格要件等について規定されています。</p> <p>また、学校教育法第28条及びこれを準用する条項において、義務教育諸学校に栄養教諭を置くことができること、栄養教諭の職務として栄養の指導及び管理をつかさどることが規定されています。</p>

提案内容	<p>給食の外部搬入について、給食の調理・搬入委託先として学校給食センターを活用する場合において、保育所入園児童の給食の献立・栄養素量・食育等の管理・指導に学校の栄養教諭が携われるようにする。</p>
提案理由	<p>保育所の給食の献立作成や園児に提供する栄養素量の管理、食育等の実施にあっては、専門的知識を有する栄養士を配置するのが効率的かつ効果的である。</p> <p style="text-align: right;">保育所給食の調理・搬入委託先として学校給食センターを活用する場合に、栄養士の資格を有し、学校給食の献立や栄養素量の管理等を行う栄養教諭を保育所の給食業務に活用したいと考えているが、栄養教諭は学校給食法等により学校の教育職員として位置づけられ、市町村立学校職員給与負担法により都道府県が給与費を負担しているため、栄養教諭が保育所の給食業務に携わることが困難な状況にある。栄養教諭が保育所の給食業務に携わることが出来れば、保育所独自で栄養士を確保する必要がなくなり人件費の削減につながるばかりでなく、幼児期からの一貫した食に関する管理と食育の実践により児童の正しい食習慣の定着に資すると考える。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>学校給食法上の規定は、栄養教諭が保育所の給食業務に携わることを妨げるものではありません。保育所給食の調理・搬入委託先として学校給食センターを活用する場合、学校給食調理等の本務の遂行に支障が出ないよう十分に注意し、給与費を負担する都道府県と調整した上で、栄養教諭を保育所の給食業務に携わらせることは可能であると判断します。</p> <p>なお、市町村費負担教職員任用制度により、市町村が独自に栄養教諭を任用し、当該栄養教諭が保育所の給食業務を兼職することも可能です。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	—

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	D	「措置の内容」の再見直し	—